

## これまでの審議会・企画部会における議論の概要

〔○：施策検証資料の「これまでの評価と課題等」の記載内容  
・：委員からの御発言〕

### 総論

- ・人口減少が本格化して初めての見直しであることがポイント。今後、大きな社会変化が起こることは確実なので、現行基本計画は10年を見通したものであるが、長期の視点も入れて検討してほしい。30年、40年先は人口が大幅に減少するので、就労者、販売先が減少することを十分考慮して政策を検討することが必要。
- ・農業の持続性について考慮してもらいたい。農業はリレーしながら長距離走を走るようなものだと思っており、農地、水はそのバトン。構造改革を進めればバトンを受け取る人がさらに減り、受け取れないことも懸念される。バトンの受け渡しを支えることが1つの課題。
- ・地方圏で人口減少、無居住化が進むことが示されている。このような姿になっていいのか。30年後にこのようなことにならないような農政の枠組みづくりを検討するべき。
- ・消費者の視点を取り入れるべき。安全、品質、コストパフォーマンスの視点はどの消費者も持っている。これらを議論に取り入れ、特にコストについては、政策の中で過剰に保護していないかの見極めをしっかりやって欲しい。現行計画の検証に期待。
- ・農林水産予算には、2兆円を超える莫大な税金が使われている。税金の使い方に対する国民の目は厳しい。なぜこれだけの予算を農林水産業に投じているのか、わかりやすい説明が必要。優先順位を示すべき。
- ・農林水産省の予算は、農家を通じて消費者に安心で新鮮な農産物を届けるためのものということを消費者やメディアにも理解してもらう必要がある。
- ・食料の供給に関する特別世論調査において8割以上の人人が食料供給に不安を感じていることを重く受け止める必要がある。世帯の構成員は減少し単身世帯が増えているといった現実の漠然とした不安が、将来の食料供給の不安につながっていくのではないか。
- ・農業・農村の所得倍増などの目標について、その意味、性格を明確にしておくべき。また、トレンド以上のことを目標にする場合は、なぜ可能なのか、何が必要なのかを明示する必要。それがないと検証できない。
- ・物価が高騰し、消費税が増税された中、農政には多くの税金が投入されており、使い方などに国民からも厳しい目が向けられているという意識を持つべき。
- ・主要な一次産品について生産、流通、消費の3段階に分け、その3段階について、現在、5年後、10年後のるべき姿、それに近づけるために打つべき政策を整理したマトリクスを作成するべき。マトリクス作成に当たっては、生産・流通・消費に影響を与える主要要因についてその方向性、実現性あるいは改善可能な程度を、ラフな数量レベルで考える。また、必ず手を打たなければいけない要因をピックアップして議論すべき。
- ・制度設計に際して、目的の異なる政策同士をリンクさせるべきではない。過去のことだが、例えば共同活動（農地水対策）と環境政策のリンクや、生産調整（戸別所得補償）と構造政策（規模加算措置）のリンクなど。目的の異なる施策をつなげることは、農業経営者の選択肢を狭め、その結果、農業経営の成長が妨げされることになる。
- ・提示してある指標だけで判断してよいものか迷う。必ずしも数字だけでは見えない部分があり、多面的な政策評価のP D C Aをどう考えていくべきか、ひとつひとつ検証する必要がある。

- ・生産年齢人口が減り、単身世帯が急増する人口減少社会の中で一番適した農業と食料はどういうものかということを考えなければならない。いくつかの想定できるシナリオの中で、技術、商品、サービス、または人についてどちらに転んでも、少なくとも、この方向は間違いないだろうという方向性をこれから5年間に出来なければいけない。
- ・人口減少、高齢化、地方の疲弊、農業が抱える問題など待ったなしの課題については、若者を含めて国民全体で共有し、議論していくべき。国民、特に若者が日本を支えることを体験（農業体験等）し、問題意識を共有していくプロセスが必要。
- ・活力創造プランの方向性は理解できるが、基本計画で具体化させることは難しいのではないか。所得倍増という方針が出たからといって、実際そうならないのではないか。手段として構造改革、規制緩和が挙げられているが、価格政策抜きで、プランに謳われている内容を実現することが可能なのかどうか、検証すべき。
- ・5年連続で人口減少しているとあるが、あまりにマイナス思考の見方をしているのではないか。行政の立場として農林省は大きな責任があり、人口増加に転じる将来を見据えた方向性の打ち出しが必要。
- ・新たな基本計画では、日本社会の発展の方向を見据えた抜本的な提案をしていくべき。その際、できること、やっていきたいこと、できないことを明らかにし、広範な国民に問題提起して、意見を問うべき。
- ・意見を求める際、相手別にテーマを設定した意見交換会を設けてはどうか。その際、若年層の意見を求める場等を設置してもらいたい。農水省の取組は地方からは見えづらいという意見もあり、様々な形で幅広くお知らせをして、意見を拾うべき。

#### 第16条（食料消費に関する施策の充実） 第1項

- 「後始末より未然防止」の考え方を基本に、国際的な枠組（リスクアセスメント）と整合したリスク管理を継続することが必要。最近の科学により存在が明らかになった新たな有害物質（カビ毒配糖体、グリシドール脂肪酸エステル）等について、含有実態調査や低減指針の作成に取り組むべきではないか。また、これまでに作成した低減指針等による効果を検証すべきではないか。
  - ・分析機器等の性能が上がり、新たなリスクについての事実が判明することもあることから、特定分野のリスクを小さくしていくのみならず、全体のリスクを低減する視点に立ったリスク管理を行うべき。
  - ・未然防止の姿勢で取り組んできたことは理解するが、実際には原発事故など、想定外の事態により未然防止できないケースもあることを認識するべき。
  - ・腸管出血性大腸菌、ノロウイルス、カンピロバクター等による大型食中毒の発生は絶えない状況であり、厚生労働省と提携した食品製造業への食品衛生指針の提示、指導が重要。
  - ・リスク管理として、消費者へのわかりやすい注意喚起（生肉消費の問題、家庭における食中毒対策）を継続すべき。
  - ・消費者に対する多様なリスクコミュニケーションの実施と振り返り、見直し、実施の継続、学校教育・社会人教育などの場におけるリスク教育、マスメディアとの連携によるわかりやすい情報提供が必要。
  - ・リスク管理は、科学的な根拠に立脚した優先付けや、レギュラトリーサイエンスを活用した施策の実施、食品安全行政関連省庁との価値の共有化と実践が必

要。

- ・食中毒やリスクなどに関する知識も組み合わせた食育プログラムの実施支援が必要。
- ・リスクコミュニケーションに当たっては、関係省庁との連携強化が必要（好事例：放射性物質に関する、農水省・消費者庁・厚生労働省・食品安全委員会との取り組み）。

○ 安全な食品の安定供給のために、安全な生産資材の確保とその適正使用の推進を継続することは必要。科学的知見に基づき安全で効果の高い生産資材をより早く提供できるよう、動物用医薬品や農薬等の審査の迅速化や、データの国際共通化等をどのように推進すべきか。

- ・安全については、科学的根拠に基づく合理的な判断を行うべき。
- ・安全、安心の問題については基準などの議論を深めてほしい。
- ・遺伝子組換え農作物の認可や残留農薬などに関して、タイムリーに安全性審査を実施し、安全と認められれば、迅速に認可できる体制の構築が必要。

○ GAPの導入産地数が着実に増加しているデータはあるが、都道府県、JA、民間団体など、それぞれレベルの異なる内容のGAPが策定されている現状をどのように評価し、今後の課題をどうとらえるべきか。

- ・GAPの導入の目的は、消費者や実需者の信頼確保にあるが、消費者にしっかりと伝わっているかどうか疑問であり、消費者への情報提供が必要。
- ・GAPについて、こんなに種類があることに驚いた。どうしてこのようなことになったのか分析をして何らかの対応をするべき。
- ・縮小する国内市場に対して、海外市場は大きく伸びるところで、希望の持てる展開が必要。海外で通用する規格を作っていくことが大事。GLOBALG.A.P.の取組を推進するのでは意味がない。HACCPやGAPなど、グローバルスタンダードを見据えた規格、制度にすべき。アジアの中で、農業も含めて日本の食品流通が力を付けていくという観点からすると、ヨーロッパの制度に乗るのではなく、日本の制度もアジアに輸出するという観点で取り組むべき。
- ・商品事故や労働事故を未然に防ぎ、消費者に信頼される営農を実現するという観点から、農林水産省のガイドラインに沿ったGAPのさらなる普及と定着を図るべき。

○ 食品の安全性向上や今後の輸出促進の加速化等の観点から、食品製造業の大半を占める中小企業のHACCP導入率が低位に留まっている状況を踏まえ、飛躍的に導入が拡大する方策を講じるべきではないか。

○ 放射性物質への対応については引き続き、適切に実施すべきではないか。

- ・原発事故への対応では、暫定規制値の設定で消費者が混乱し、風評被害が発生した。経緯をしっかりと検証し、今後同じ事態を繰り返さないようにすべき。
- ・放射性物質への対応としては、検査結果から対象の合理的な絞り込みが必要。リスクコミュニケーションも課題。
- ・風評被害は、国内だけでなく、国内外にきちんと理解させるために、国をあげて対策をすべき。

○ 今回の冷凍食品への農薬混入のような事案発生を防ぐ観点（生産者・食品事業者の食品防御（フードディフェンス）の意識向上・実施）から、関係省庁が連携し、国としてどのような対策が必要か検討するべきではないか。

- ・農薬はホームセンターでも自由に販売しているので、簡単に入手可能な現状。今回の農薬混入事件と同じようなことをしようとすれば、どこでも起こりえるので、どのように防ぐのか、農薬販売の制度も念頭において考えるべき。

- ・フードディフェンスについては、研究の推進、事業者・行政双方の体制整備が必要。事案の早期発見のための事業者間・行政組織間と相互の情報共有、該当商品の徹底回収のための事業者・行政の連携を検討すべき。
- 昨年6月に食品表示法が成立したところであるが、今後は、新たな食品表示基準の策定に目途がついた段階で、加工食品の原料原産地表示等の個別課題について順次検討すべきではないか。また、食品の機能性表示等の新たなニーズに対応した食品表示の在り方について検討すべきではないか。これらの検討にあたっては、消費者、事業者双方にとって分かりやすい制度となるよう進めていくべきではないか。
  - ・加工食品の原料原産地表示は選択に資するための表示であるが、多くの消費者は安全の確認のために原料原産地表示を利用しているのが現状。国産品の振興は重要だが、原料原産地表示義務化・拡大を国産品のPRのツールとして用いるべきではない。
  - ・食品の新たな機能性表示制度に関して、コストや技術など普及までの課題を早期に克服し、消費者に新たな選択を提供していくべき。
- 生鮮食品、加工食品の小売店舗等における不適正表示率は減少しており、今後は、食品表示法の施行に向け、関係機関の役割分担・連携施策を整理するとともに、監視体制も含め効率的な監視業務の実施方法についても検討すべきではないか。
  - ・食品表示にかかる国の役割の明確化（安全の観点から優先すべき事項（アレルギー情報、栄養等）を重点的に実施する基準の策定等の推進）と事業者の自主的なわかりやすい取り組みを尊重した指針等策定などによる環境整備が必要。
- これまで、新たなJAS規格の制定や、既存の規格の見直しを行ってきたが、今後は、多様化する消費者の需要に即した新たな規格を、更に戦略的、計画的に制定すべきではないか。
- 米トレーサビリティ法の適切な執行を図るとともに、米穀等以外の飲食料品についても、事業者向けのマニュアルの整備等を行ってきたが、今後は、事業者が更に積極的にトレーサビリティの導入・高度化に取り組めるようにするための有効な普及方策について検討すべきではないか。
  - ・トレーサビリティの仕組みを持ってはいるが、取引先メーカーへの納入時点で誤りがあったケースもあり、全国で販売している商品ではあえて声高に国産と打ち出していない。仕入れの中でトレーサビリティの明確化を進める努力をしているが、国としても努力をしていくべき。
- 外食のメニュー等における不適正表示事案については、関係業界への表示適正化の要請や、景品表示法に係るガイドラインの整備等を行っているが、今後は、関係省庁が連携し、関係業界における食品表示の適正化とルール遵守の徹底や、表示に関する監視指導体制を強化すべきではないか。
  - ・加工食品の表示は細かいルールがあるのに、外食や中食では、表示のルールが曖昧。外食や中食の原料原産地表示について、加工食品ほどの精緻なルールでなくて良いので、業者の負担も踏まえつつ検討すべき。

## 第16条（食料消費に関する施策の充実） 第2項

- 食育基本法の下で関係省庁が連携して施策の充実を図った結果、
  - (1) 米飯給食の実施回数の拡大
  - (2) 農林漁業体験を経験した国民の割合の増加
 など成果が見られる一方、米の消費量は漸減し、日本型食生活を実践する人の割合は増加していない。
 

また、食料消費に関する国民への情報提供等による行動変容やその定着には、個人は様々なライフスタイルを営んでいることから、個人差があるところ。

○ 食の多様化、外部化などの環境変化の中、国産農林水産物の消費拡大や食育の推進に当たっては、

- (1) 将來の食料消費や消費行動を分析・把握した上での対応
  - (2) 新たな消費者ニーズの掘り起こしや、健全な食生活の実践、農林漁業体験の一層の推進
- が課題と考えられるが、どのような方策が効果的か検討すべきではないか。

- ・食生活指針は農業資源の有効活用に資する内容になっているのか。発展途上国への支援や捨てられている食品についてなど、学校教育の中で、食育をしっかり進めるべき。
- ・食育の推進に当たっては、男性も含めて調理に関する啓発も必要。加工済み食品の売上が伸びるのは、消費者が食材の調理方法を知らないことも一因。調理方法を伝えることが、将来的には生鮮食品などの需要拡大に結びつくのではないか。
- ・農業・農村の理解を深めるためには、体験型教育は大切。アンケート結果でも9割以上の人人が農業や農村は大切と回答。現場での体験を推進するため、文科省ともしっかりと連携して取り組むべき。
- ・生活習慣病の予防・元気な高齢者の増加をめざすことが、今後きわめて重要。健康を実現できる力をつけるために、すべての世代で、それぞれのニーズを大切にした食育の展開（適切な運動指導含め）が大切。
- ・保育所・幼稚園や小中学校での地域産品を大事にした給食や保護者への食事指導、地域の住民が立ち寄るサロンや配食サービスなどの日本型食生活を生かしたメニュー提供、グリーンツーリズムを通じた地域の食文化を学ぶ機会を拡大するための支援が必要。
- ・惣菜、お弁当、外食産業における、地域産品の利用や日本型食生活を提供するメニューの開発とバランスのとれた組み合わせに対する情報提供が必要。
- ・食中毒やリスクなどに関する知識も組み合わせた食育プログラムの実施支援が必要。（再掲・16条第1項①）
- ・わが国の食生活実態が良い方向に向かっているのかという視点での検証も行うべきであり、食料自給率に、るべき食生活（日本型食生活）への方向とあわせた施策を展開する必要がある。
- ・食生活については、個人の嗜好の問題もあり、強制はできないことから、農水省単独の政策では下落に歯止めがかからないのではないか。例えば、現在の週3回の米飯給食を毎日にするなど。
- ・バランスガイドを見たからといって、日頃の食生活には活かしにくい。もっと手軽に取り組めるようなバランスガイドのバージョンを検討するべき。
- ・家族類型や世帯人員数は食料の消費形態に大きな影響を与えるため、今後、どのような食料消費形態を想定し、それにどう対応していくのかについて検討する必要。
- ・学校給食で地元農産物の使用率の高い地域では、地元の町が好きという子が多い。地元産を食べることで地元に愛着が生まれ、将来地元に残っていく。
- ・地方政策は農林水産業だけで考えては無理。産業構造全体をみながら、他の産業も含めた育成を図っていくことが必要。

○ 和食のユネスコ無形文化遺産登録を、日本型食生活や食文化を見直す機運の醸成、国産食材の消費拡大等に結びつけていくための取組を進めて行く必要があるのではないか。

- ・今後は外需の取り込みが重要。和食の無形文化遺産登録は大きな財産。今後は予算措置をするなどして官が旗振りをし、民間との両輪で、しっかりと継承するとともに国際的にも売り込んでいくことが大切。
- ・輸出拡大を図るためにユネスコ無形文化遺産登録、日本ブランドをどう使っていくのかという戦略が大切。

- ・これまでの対策ではユネスコ登録があっても需要は拡大しないと思う。ライフスタイルも変わってきている。日本の食材を使って誰でも手軽に作れて、手間をかけようと思えばそれなりにかけられるといったメニューの開発が必要。

#### 第17条（食品産業の健全な発展）

- 「食品産業の将来ビジョン」(H24.3)において、食品産業の目指すべき方向や課題、官民の役割等が示されたが、今後、この方針をどのように活かしていくのか。
  - ・食品産業の存在、ウエイトが大きいことを国民がどれだけ認識しているか。日本のエンゲル係数が高いのは、農産物価格が高いからだけではない。農産物価格が今まで良いと思わないが、エンゲル係数に与える影響は大きくない。全体のバランスのとれた認識が必要。
- 事業基盤の強化については、国内市場が縮小し、グローバル化への対応が求められている中で、食品産業の海外展開等について、ビジネス・投資環境を含めどのようにサポートするべきか。
  - ・日本食が世界遺産になり注目も非常に高まっている折、食品産業の世界展開は極めて重要。
  - ・農産物の輸出額が増加傾向で推移しているが、食品企業の海外進出と日本の食材・農産物の輸出を関連づけておけば、国内への波及効果も高い。国産農産物を使用しているものの認証なども考えていくべき。
- 食品産業事業者と農林漁業者等が、今後、共同して発展するために、どのような連携をとるべきか。業種や品目、地域ごとに対応していくべきではないのか。
  - ・食品産業と農業との連携は進んでいるが、農業者は食品産業事業者に比べて交渉力が脆弱。食品産業も農業も共に良くなるような連携を進めるための施策を検討すべき。
  - ・消費者、地域視点を重視した商品サービスの開発は引き続き重要。
- 消費者のライフスタイルの変化、食の外部化等により、ネットスーパーや食品宅配、持ち帰り弁当や惣菜店といった中食産業の進展など流通形態の多様化が進行。
  - ・このような状況により市場外流通が増加する中、産直等による流通の合理化については、消費者ニーズの多様化・高度化に的確に対応できる流通インフラを構築する観点から、国はどのような役割を担っていくべきか。
    - ・惣菜、お弁当、外食産業における、地域産品の利用や日本型食生活を提供するメニューの開発とバランスのとれた組み合わせに対する情報提供が必要。(再掲・第16条第2項①②)
    - ・フードチェーンを通じての品質管理の強化が必要(主にコールドチェーンとトレーサビリティの構築)。
- 卸売市場については、消費者ニーズの多様化・高度化に対応するため、どのような役割が期待されているのか。
  - ・輸送コストの高騰を踏まえ、市場流通と市場外流通をミックスし、ローコストにしていくことを目指すべき。
- 国内市場が縮小する状況を踏まえ、海外の伸びゆく市場、特に「食」の親和性の高いアジア市場への外食事業者の事業展開を促進するため、関連する産業と一体となったフードシステム全体での取組に対し、国はどのような役割を担うべきか。
  - ・農産物の輸出額が増加傾向で推移しているが、食品企業の海外進出と日本の食材・農産物の輸出を関連づけておけば、国内への波及効果も高い。国産農産物

を使用しているものの認証なども考えていくべき。(再掲・第17条②)

- 食品リサイクルについて、分別困難等から外食産業等の川下における再生利用が低迷しているため、いかに再生利用を推進していくべきか。また、相当量発生している食品ロスの削減に向け、消費者を含めた関係者に対してどのように協力を促していくべきか。
  - ・食品廃棄の減少に向けて、飲食店において食べ残した料理の持ち帰りにかかる衛生基準作りや、長鮮度商品の開発（質の高い冷凍食品等）支援が必要ではないか。
  - ・食品リサイクルを実施したいとの意思があっても、地域に再生業者が十分でなく実施できない、または、扱い量が少なくコスト高になるという実態を解消するための条件整備（優良な業者育成、卸小売・外食のネットワークによる取り扱いの集約・コスト低減など）の実施が必要。
  - ・食品残さを利用した飼料や肥料の利用促進を支援すべき。

#### 第18条（農産物の輸出入に関する措置）

##### 【輸入】

- 今後とも世界の食料需給がひつ迫すると見込まれる中、輸入依存度が高い小麦、大豆、飼料穀物の輸入の安定的な確保を図るため、官民の役割分担を明確化しつつ、輸入の安定化・多角化を進めていく必要があるのではないか。
  - ・食料の安定供給の確保について基本法第2条では、「国内の農業生産の増大を基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせること」となっている。輸入をどう安定的に確保していくかも併せて考えていくべき。
  - ・国際的な食料需給の現状に対する認識が甘い。自給率の議論の前提として、今後安定的に輸入が継続できるか検証すべき。また、こういった状況が国民に伝わっているかも検証すべき。
  - ・食料の安定供給については、輸入への依存度が高い品目実態について国民に知らせるとともに、輸入の安定化・多角化を進めるために、事実に基づいて冷静に議論できる環境を作ることが必要。
  - ・我が国に影響を受ける野生種等のないトウモロコシ、ナタネ、ワタ、イネ等については、遺伝子組換え作物の認可審査の簡便化を図ってもよいと思われる。
  - ・輸入先の多角化を無条件で良しとするのではなく、安定的な供給が見込まれる特定国との間で強固な信頼関係を築く方法などを含め、複数の選択肢の中から、どのようなものが今後のストラテジーとして適切なのか否かについて、品目別に議論する必要がある。
- WTO農業交渉については、今後も、「多様な農業の共存」という基本理念の下、輸出国と輸入国の権利義務のバランスのとれた貿易ルールの確立に向け、我が国の主張を最大限反映させる取組を継続する必要があるのではないか。
  - ・2007、8年の食料価格高騰時には、食料輸出国は輸出を禁止したが、実質的に国際社会は輸出禁止を容認しているように思える。食料輸入国として、これは深刻な問題であり、食料の安定的な確保や食料安全保障の在り方、そのために必要な施策について、国際的な発信を強めていく必要がある。
- TPP、日EU・EPA、RCEP、日中韓FTA等グローバルな経済活動のベースとなる経済連携については、農林水産業への影響や食の安全・安定供給の確保等に十分配慮して交渉に臨む必要があるのではないか。
  - ・また、投資、サービス、知的財産等の分野においても、我が国食産業の海外展開等によるフード・バリューチェーン構築に資する取組を行っていく必要があるのではないか。

- ・原料費が高騰しているが、海外の需要が増大している中で買い負けることもある。このような状況も踏まえて、食の安全保障やTPPについても議論し、一般の理解を深めるべき。
- ・TPP等経済連携については、我が国は諸外国と食生活、気候、環境も異なるので、国内で整備されている食品のリスクアセスメントで見ていくことが必要。消費者にとって影響の大きい「食品の安全・安心」に関わる政策が後退しないよう交渉に臨むことが必要。
- ・農業をめぐる状況や食生活の変化など日本と共通した課題を抱えるモンスーンアジアの国々と連携を深めていくことも大切。
- ・「食産業の海外展開等によるフード・バリューチェーン」という考え方には、途上国支援という観点からも大事だが、日本への逆輸入とならぬよう慎重な対応が必要。

#### 第18条（農産物の輸出入に関する措置）

##### 【輸出】

- 何を、どこに、いくら売るのかの戦略に加え、関係府省や事業者による取り組みについて、PDCAサイクルによる継続的な改善が必要ではないか。
  - ・食料の安定供給のためには、食料の安定した需要が必要。国内人口の減少により国内需要は減るもの、世界人口は増加しており、海外の需要は増えるので、海外展開を進めるべき。
  - ・輸出が増えた要因を分析し、成功事例を共有すべき。農業関連事業者のよい参考になるのではないか。
  - ・大手企業は、海外に工場を作つて現地の原料を使つてはいるが、日本の原料を使う意識づくりに業界全体で取り組むべきではないか。
  - ・農産物の輸出額が増加傾向で推移しているが、食品企業の海外進出と日本の食材・農産物の輸出を関連づけておけば、国内への波及効果も高い。国産農産物を使用しているものの認証なども考えていくべき。（再掲・第17条②⑥）
  - ・安全安心、味覚、健康など、日本のブランドのイメージをもっと大切にする必要がある。また1兆円、2兆円への道筋について、きちんと足元を固める必要がある。
- 原発事故による輸入規制や、非関税障壁の撤廃、国内におけるHACCPの認証など、輸出環境の整備について、関係省庁がより一層連携する必要がある。今後さらに、現実の輸出につなげるためには、輸出環境整備の進捗状況等について、透明性や予見可能性を確保すべきではないか。
  - ・縮小する国内市場に対して、海外市場は大きく伸びるところで、希望の持てる展開が必要。その中で海外で通用する規格を作っていくことが大事。GLOBAL.G.A.P.の取組を推進するのでは意味がない。HACCPやGAPなど、グローバルスタンダードを見据えた規格、制度にすべき。アジアの中で、農業も含めて日本の食品流通が力を付けていくという観点からすると、ヨーロッパの制度に乗るのではなく、日本の制度もアジアに輸出するという観点で取り組むべき。（再掲・第16条1項③）
  - ・食品産業の海外展開では、物流や検疫がネックになっている。経済産業省、中小企業庁、国土交通省などと連携して、国を挙げて各国との交渉に取り組むべき。
  - ・マーケットインの発想で輸出を促進するに当たっては、国全体としてどこをターゲットとするかを明確にする必要がある。
  - ・豪州産、USA産のWAGYUなどがアジアの市場に出回っており、これに対抗するために牛トレサ法で、どこで生産されたかというのをしっかり打ち出していく

ことが有効な策。認証制度など国内の制度を整備して、流通と連携して取り組むことが、輸出競争力確保のためには必要。

- ・風評被害は、国内外にきちんと理解させるために、海外駐在員にハンドブックを渡して説明させるなど、国をあげて対策をすべき。(再掲・第16条第1項⑤)
- ・韓国では、切花や果物に放射線をあて、害虫制御や衛生、清浄化などのプロジェクトを国が進めており、輸出の手続きが迅速になり、農家へのメリットも出ていると聞いている。日本も同様に技術開発や許可の検討を進めるべき。

- 現在、輸出に必要な規制情報や、マーケット情報がバラバラに提供されているが、これらをワンストップで提供できる体制が必要ではないか。
- 商流の拡大を図るためにには、現在、盛んに行われている県別のフェアなどではなく、産地間連携等によるロットの拡大や周年供給の確保などにより、バイヤーの望む品揃え・数量を確保しつつ、物流コストを抑制していく必要があるのではないか。さらに、プロダクトアウトではなく、マーケットインにするためには、USMEF(米国食肉輸出連合会)、SOPEXA(フランス食品振興会)など諸外国でみられるような事業者団体等を育成すべきではないか。
  - ・生産資材をどう安くするかなどコストの視点についても重要。
  - ・ワンストップで農産物の輸出をサポートする農水省版JETROのような組織が必要。単なる現地情報の提供ではなく戦略的な提案型の組織で農水省の施策とリンクすることでスピードアップが図られる。
  - ・現在の輸出支援は、輸出業者が主体。輸出が増えても農業者の所得があがらなければ、国内農業の発展にはつながらない。
  - ・輸出について、日本の取組はスピードが遅いことを認識した上で、もっとスピードを上げて取り組んでもらいたい。ワンストップも早急に行程表を作成し、実現可能なアイデアを推進していくべきは輸出振興につながるのではないか。
  - ・マーケットインで輸出を促進するにあたっては、国全体としてどこをターゲットにしていくのか、明確にする必要がある。(再掲・第18条輸出②)
  - ・輸出拡大目標の達成に向け、輸出解禁・検疫条件緩和、国内での輸出許認可の迅速化の取組を重点的に加速化する必要がある。
  - ・単なる国産農産物の輸出では話にならない。日本で採れたものにいかに付加価値をつけるか。国内の原材料と、必要に応じて輸入した原材料を国内で加工し、更なる付加価値を加えて需要が伸びている地域に輸出すれば、単なる輸出入に留まらず、世界への貢献や、それを通じた日本国内の農業・農村の活性化といった将来を描ける。
- 世界の食市場の獲得のためには世界的に人気の高い和食を核に、日本食・食文化が海外で継続的に普及・継承されるようにすべきではないか。
  - ・海外で「和食」として提供されるものはピンキリなので、和食文化を守るためにはクオリティを維持する方策も必要。
  - ・今後は外需の取り込みが重要。和食の無形文化遺産登録は大きな財産。今後は予算措置をするなどして官が旗振りをし、民間との両輪で、しっかりと継承するとともに国際的にも売り込んでいくことが大切。(再掲・第16条第2項③)
  - ・輸出拡大を図るためにユネスコ無形文化遺産登録、日本ブランドをどう使っていくのかという戦略が大切。(再掲・第16条第2項③)
  - ・これまでの対策ではユネスコ登録があっても需要は拡大しないと思う。ライフスタイルも変わってきており、日本の食材を使って誰でも手軽に作れて、手間をかけようと思えばそれなりにかけられるといったメニューの開発が必要。(再掲・第16条第2項③)
- 中国などでは、日本食品の模倣品や農産物の育成者権侵害事例が増えてきており、東アジア諸国とのUPOV91年条約の加盟促進など、知的財産の保護について、今後どのように取組を強化していくのか。
  - ・知的財産の保護は重要。地理的表示の検討、法制度は早急に整えるべき。

- ・WAGYUが海外で席巻していく、日本の和牛よりも安く売られている。こういうものが出てくると、日本で作ったものの優位性はアピールしにくくなる。その場所で作った者しか産地を名乗れないような制度を作ることで、日本で作ったものを守り、それを海外に輸出することが可能になる。
- ・6次産業化の成果物を国際マーケットで売り込んでいく際、高い農産技術で作った高品質なものをグローバルスタンダード化していくことで、まがい品がどこかの国から出ないよう、国が仕組みづくりを支援していく必要がある。

○ 地理的表示保護制度（GI）について、輸出促進施策と整合する形で導入し、取り組みを進めていくべきではないか。

- ・まさに地理的表示保護法の審議中であるが、国産の農畜産物のシェアの拡大、高付加価値化の実現という観点からも、知的財産を積極的に活用していく必要がある。また、知的財産の中身が分かりにくいため、分かりやすく説明すべき。

第18条（農産物の輸出入に関する措置）  
【動植物防疫】

○ 家畜の伝染性疾病のまん延防止措置の徹底及び清浄化に向けて、飼養衛生管理基準の遵守や自主的防疫の推進、産業動物獣医師の確保・育成等の国内対策を強化していくべきではないか。

○ 牛トレサ制度については、その効率的な監視業務の実施方法等を検討すべきではないか。

- ・生産者からすると、牛トレサ法は日本が有している非常に良い制度。その監視を緩めるのではなく、輸出競争力を付ける上で深化させるべき。
- ・豪州産、USA産のWAGYUなどがアジアの市場に出回っており、これに対抗するために牛トレサ法で、どこで生産されたかというのをしっかり打ち出していくことが有効な策。認証制度など国内の制度を整備して、流通と認証制度など国内の制度を整備して、流通と連携して取り組むことが、輸出競争力確保のためには必要。

○ 農場HACCPについては、消費者へより安全な畜産物を供給する観点から、まずは国内において農場HACCPを拡大・定着させるため、農場HACCPの取組にインセンティブを付与する方策を検討すべきではないか。その上で、輸出に向けた取組を拡大するため、世界の食市場に農場HACCPをアピールしていくべきではないか。

○ 国内での植物の病害虫の発生やまん延の防止に向けて、発生予察に基づく適期防除や植物の移動規制、万が一国内に侵入した場合の緊急防除による早期根絶等の国内対策を強化していくべきではないか。

- ・輸入検疫の国際的な調和の観点から、放射線照射処理を活用すべき。食品への放射線照射は、厚生労働省や食品安全委員会でなく、本来、農林水産省が扱うべき課題。
- ・放射線照射や遺伝子組換作物は、厚労省所管でもあり、この企画部会で扱うような問題ではない。安全性に対する研究・検証はまだまだ十分でない。また、TPPにおける遺伝子組み換え農産物の議論にも結びつく。海外への和食の発信に際して、放射線照射がかえってマイナスに働くことも考えられ、検討は慎重にするべき。

○ 家畜の伝染性疾病や植物の病害虫の侵入防止措置に万全を期すために、検疫体制の増強、東京オリンピック・パラリンピック等に対応した海外旅行者への情報発信、検疫探知犬の増頭等の水際対策を強化すべきではないか。

- 諸外国からの輸入解禁要請への対応（輸入検疫協議）については、引き続き、国際的なルールに沿って、科学的知見に基づき家畜の伝染性疾病や病害虫の侵入の可能性等を評価し、リスクに応じた適切な検疫措置を実施していく必要があるのではないか。
- 輸出先国への輸出解禁・検疫条件緩和の要請（輸出検疫協議）については、我が国での家畜の伝染性疾病や病害虫の発生状況、防除対策等を説明するとともに、国別・品目別輸出戦略に掲げられた重点国を中心に対応する等、より戦略的に輸出検疫協議を進めていく必要があるのではないか。

#### 第19条（不測時における食料安全保障）

- 緊急事態への対応マニュアルは整備されたが、認知度の向上と併せて、緊急事態の内容に応じてシミュレーションした具体的な対応手順を考える必要があるのではないか。
  - ・「不測時」というのは、具体的にどのようなケースがあり、実際どういう対応ができるのかケーススタディを打ち出していく必要。
  - ・農村の高齢化が進んだときに、高齢者に急にイモを作れと言っても難しい。現に飼料米を作れと言われても種類がなかなか手に入らず苦労している。不測の事態になった時に、何が必要でどういう対応が必要か整理し打ち出していくことが国民の不安解消のためには必要。
  - ・不測時の食料安定供給マニュアルは、具体的な事態、パターンを、都市住民を中心に浸透させるために普及することが重要。ただし、日本人は不安に煽られるとパニック的に動く傾向が強いので、安心感もあわせて適切に伝えるべき。学校教育においても不測時の対応を教えるなど、長い目で認知度の向上を図る必要。
  - ・食料安全保障に関して、意識はまだまだ低い。なぜ食料安全保障の問題を考える必要があるのか、きちんと国民に知らしめるべき。
  - ・事件、事故が起こると日本人はパニックになる。このときのマスメディアの責任は大きい。マスメディアに正しい情報発信をしてもらうよう、働きかけをすべき。
- 不測時に食品サプライチェーンの機能維持を図るための取組が必要だが、食品産業事業者間の連携や、食品流通施設の耐震化等の取組が不十分であり、今後、事業者間の連携強化・協力体制の構築及び食品流通施設整備の充実を促していく必要があるのではないか。
  - ・不測時の食料供給について、先の震災では、事業者間の連携が民間ベースではある程度有効に機能したと思うが、食品産業事業者間の広域連携にかかる政策について今後検討していくべき。
  - ・食料の6割を輸入している中、食資源の確保も考えなければならない。震災のときのように、原料だけでなく、包材や物流など全部が揃わなければ、1つの答えが出ないことがある。必要なものがすべて揃わないこともあるので、複数のシナリオを国で用意しておく必要がある。
- 今後とも世界の食料需給がひっ迫すると見込まれる中、輸入依存度が高い小麦、大豆、飼料穀物の輸入の安定的な確保を図るため、官民の役割分担を明確化しつつ、輸入の安定化・多角化を進めていく必要があるのではないか。（再掲・第18条①）
  - ・基本法第2条では、「国内の農業生産の増大を基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせること」となっている。輸入をどう安定的に確保していくかも併せて考えていくべき。（再掲・第18条輸入①）
  - ・食料の安定供給の確保については、輸入への依存度が高い品目実態について国民に知らせるとともに、輸入の安定化・多角化を進めるために、事実に基づいて冷静に議論できる環境を作ることが必要。（再掲・第18条輸入①）
  - ・輸入先の多角化を無条件で良しとするのではなく、安定的な供給が見込まれる特定国との間で強固な信頼関係を築く方法などを含め、複数の選択肢の中から、

どのようなものが今後のストラテジーとして適切なのか否かについて、品目別に議論する必要がある。(再掲・第18条輸入①)

- 農林水産物や食品の生産から消費に至るフードチェーン全体において、様々な不安要因（リスク）がある中で、
  - ① 穀物等の輸入が増大している中国と輸入の競合が生じる可能性、
  - ② 農業者の高齢化や農地の減少等の進行、等も踏まえ、我が国の食料供給に関するリスクの状況を幅広く定期的に精査・分析し、検証していく必要があるのではないか。

#### 第20条（国際協力の推進）

- 世界的な人口増加や飢餓・貧困、食料価格が上昇基調にある情勢の中で、G8、G20、APEC、FAO、OECD等における世界の食料安全保障、持続的農業生産の増大、フード・バリューチェーン構築等に向けた議論・取組について、我が国は今後も積極的に貢献していく必要があるのではないか。  
また、我が国は、2015年(H27)より先の国連開発目標の策定や、貧困削減等の取組に今後も積極的に貢献すべきではないか。
  - ・ 2007、8年の食料価格高騰時には、食料輸出国は輸出を禁止したが、実質的に国際社会は輸出禁止を容認しているように思える。食料輸入国として、これは深刻な問題であり、食料の安定的な確保や食料安全保障の在り方、そのために必要な施策について、国際的な発信を強めていく必要がある。(再掲・第18条輸入②)
- 気候変動や災害、越境性感染症等の食料安全保障に影響を与える地球的規模の課題への対応のため、今後も、農林水産分野の協力を積極的に推進する必要があるのではないか。
- アジア、アフリカ等の途上国の経済成長、食料安全保障の確保等のため、技術とノウハウをもつ民間投資と経済協力との連携によって、日本の強みを生かしたフード・バリューチェーンの構築を積極的に推進する必要があるのではないか。
  - ・ 農業をめぐる状況や食生活の変化など日本と共通した課題を抱えるモンスーンアジアの国々と連携を深めていくことも大切。(再掲・第18条輸入③)
  - ・ 「食産業の海外展開等によるフード・バリューチェーン」という考え方には、途上国支援という観点からも大事だが、日本への逆輸入とならぬよう慎重な対応が必要。(再掲・第18条輸入③)

#### 第21条～第23条（望ましい農業構造の確立、担い手の育成・確保、優良農地の確保と有効利用の促進）

- 認定農業者数は22年をピークに高齢化の影響等により減少傾向で推移しているが、法人数は一貫して増加。また、担い手の利用面積の農地面積に占める割合は約5割まで増加。
- 22年基本計画においては、それまでの基本計画と異なり、兼業農家や小規模経営を含む意欲ある多様な農業者を幅広く育成しようとする政策に転換し、構造改革の対象となる「担い手」が不明確となったのではないか。
- 既に人・農地プラン、農地中間管理機構、青年就農給付金など新しい構造改革の施策は出ているが、基本法第21条の「効率的かつ安定的な農業経営」が「農業生産の相当部分を担う農業構造を確立する」との方針を踏まえ、再度「担い手」の姿を明確にし、担い手の育成・確保や担い手への農地の利用集積に向けた動きを加速化していく必要があるのではないか。
  - ・ 認定農業者制度は、質を確保するためにも認定に際して一定の制限は必要。

- ・これまで「担い手」や「認定農業者」など政策の対象は様々な呼び方をされてきたが、一般の人には違いが分からないので見直すべき。「効率的かつ安定的な農業経営」「意欲あるすべての農業者」など、表現が曖昧で不明確。政権によって施策の方向感が大きく変わるのであれば、猫の目行政と呼ばれても仕方が無い。
  - ・担い手については、基本法の中でも明解な定義がなされているにもかかわらず、平成22年基本計画や「食と農林漁業の再生推進本部」の基本方針が取りまとめられる際に、基本法の理念からずれたものとなった。
  - ・「効率的かつ安定的な経営を育成し、これらが農業経営の太宗を占める構造」に異論はないが、これをを目指していく状況は全国どこにでもあるわけではない。効率的かつ安定的な経営は理想ではあるが、そこまで行かないのが現実。地域の条件を鑑みて、地域を維持していく視点を構造展望、経営展望にどう織り込んでいくか、問題意識をしっかり持つべき。
  - ・「安定的な農業経営者」という表現はイメージとして現状維持を招くのではないか。攻めの農政を目指すなら、経営を発展させるという点を改めて強調していくべき。
  - ・担い手の位置づけについて、「意欲ある多様な農業者」から「効率的かつ安定的な農業経営」に移行すべきという考えには賛同する。
  - ・施策の対象を効率的かつ安定的な農業経営を目指す担い手を中心とする、という考え方は同意。一方、「他産業並の労働時間と生涯所得を確保し得る経営」は定義が曖昧でわかりにくい。
  - ・担い手については、意欲ある生産者の育成、非農家出身者の就農支援を含め、対象と施策を明確にすべき。明確化した上で、効果的・戦略的・重点的に財政投入、支援の実施をすすめることが必要。
  - ・農業生産法人や集落営農が活動しやすい政策支援も引き続き必要。農地集約も進めるべき。
  - ・企業の農業参入について、リースによる農業参入を完全自由化するなど参入を促す環境整備が行われてきたが、一般法人の参入状況、新規参入した企業のうち撤退した企業の状況（数、理由）、周辺の農業者および地域の反応等について分析することにより、今後も異業種からの農業参入を促し、継続的な営農を可能にするための適切な支援が可能になるのではないか。
  - ・「担い手」のイメージは単一なものに限定する必要はないと考える。例えば、①若い意欲のある農業者が担い手となる場合、②核となる農業者が居ず集落営農が有効な場合、③地元のJAやJA出資法人などが担い手となる場合、④新規参入した企業が核となる場合など、地域が置かれた状況によって、将来の担い手像は異なる。多様な担い手像を示すとともに、関係者が地域の農業を支える包括的かつ具体的なイメージを持っていくべき。
  - ・人・農地プランについても地域毎に検討しており、「担い手」の明確化を地域毎に行うのが大事。
  - ・「担い手経営体」を支える「多様な担い手（兼業農家、高齢農業者など）」については、地域農業・社会に必要な役割を果たしている。こうした実態をふまえ、その位置付けを明確にし、集落営農を含めた担い手経営体と併せて、地域農業全体のあり方を明確にする必要がある。
  - ・認定農業者の経営感覚の向上が重要。農業経営指標ツールの開発及びツールを活用した自己評価の市町村への提出の義務付けは良いが、ITに習熟した人向けのものと思料。農業者に使われず、良さが伝わらなければ意味が無い。ツールの活用状況について実態把握をすべき。
- 農業者が創意工夫を發揮し、規模拡大や多角化・高度化等による経営発展を図る取組をどのように促していくか。
- ・（会場と現場との距離の遠さを実感している。）父親の世代では生産量拡大が至上命題だったが、我々の世代の命題は多様化しており、輸出や6次産業化など農業者の能力を超えることが求められる。
  - ・担い手や経営マインドを持った農業者の育成のため、規制緩和を徹底的に行うとともに、既存の制度にとらわれない具体的な議論を積み重ねることが重要。

- ・所得倍増、6次産業化といった方針を出しているが、こういったものは農業者は不得手であり、どのように支援していくのか。
  - ・経営展望・構造展望については、意欲ある担い手経営体、それを支える多様な担い手というものに対してやる気を起こさせるような目標設定・政策確立が必要。
  - ・6次産業化に取り組む経営体や100ha超の稻作経営、100人超規模の法人など、15年前の基本法制定当時は想定されていなかった経営体が出現している。それら経営体の施策的な位置付けが十分に明確になっていないのではないか。
  - ・20年後に法人経営体を5万経営体まで増やすことを目指すというが、そのための仕組みが不十分。法人となると、法務、税務など全てに対応する必要があるが、全ての法人経営体がそのような能力を備えているとは思えない。そういった面へのサポートや経営難に陥った経営体の再生などの施策の充実が必要になってくるのではないか。
  - ・経営展望については、内容についての周知を図りつつ、活用実績を把握するための工夫をするべき。
  - ・農業経営の法人化については、各県の農業会議等が法人の（相談等の）事務局を担っているが、経営継承や経営再建支援等、日常的な法人経営活動をソフト面でサポートできる体制がない。法人化の推進と同時に、法人が自立できるよう専門的に経営をサポートする体制づくりや予算措置等、法人を育成する仕組みづくりを考えていくべき。
- 我が国として確保すべき農地面積については、人口減少社会における、食料安全保障のあり方（食料自給率や食料自給力の取扱い等）、農業の多面的機能の維持・発揮のあり方といった観点を踏まえた上で、国内の農業生産に必要な面積を導き出すとの原則を打ち出し、それに則して考え方を整理し、見通すべきではないか。
- ・地域ごとに必要な生産量と農地面積、農業者数を示すべき。
  - ・10年先を見通した計画を立てる際には、農地として復元できないような農地と、今後も資源として必要な農地に仕分けていくことも必要。
  - ・確保すべき農地面積のあり方については、現在の耕作放棄地の区分や復元・管理等を含めて検討するとともに、食料自給力と一体的に整理する必要がある。
- 今後、高齢化や人口減少が進行するとともに、農村における土地持ち非農家の増加や集落機能の低下等が見込まれることから、優良農地の確保に留意しつつ、計画的な土地利用のあり方について検討すべきではないか。
- ・今後、高齢農業者の離農が相次ぎ、中山間の条件不利地だけでなく平場の優良農地の中からも耕作放棄地が相当程度発生すると見込まれる。どの程度発生するのかについては、コーホートモデル等を活用して試算し、それを見据えた施策を展開する必要がある。
  - ・既に、人・農地プランの策定、農地中間管理機構など基本的な仕組みは整備されていることから、耕作が困難な農地が短期間で大規模に発生した場合でも、それぞれの地域が円滑に対応できるよう、「多様な担い手のイメージ」とも関連した形での検討を行っておくべきではないか。
  - ・農業は農村というハンデのある地域を幅広く対象としている産業なので、経営管理指導の取組や経営支援対策の予算をもう一度復活させるべき。

## 第24条（農業生産の基盤の整備）

- 農地集積・集約化の加速的進展等を見据え、大規模・少數の担い手が大宗を占める農業構造に対応した基盤整備の方向性を明らかにし、戦略的かつ計画的に整備を進めていく必要があるのではないか。
- 今後、農地集積や土地持ち非農家の増加等が進む中、均質な農家で構成されていることを前提に成り立ってきた集落による農地や水の管理、土地改良区の組織運営、土地改良事業の実施等の様々な局面において新たな事態が生じる可能性。このため、地域の実情を踏まえつつ、土地改良制度について、事業への参加資格者のあり方、事業実施手続等に関する検証・検討等を行うことが必要ではないか。
  - ・農地の所有者と耕作者が異なっている、あるいは所有者が農地のある村に住んでいないケースが増えているといった現状を踏まえると、インフラの維持管理の責任者を一度整理する必要があるのではないか。これは、土地改良法3条資格者の問題とも密接に関わる問題。今後どうしていくのか。
- 農業水利施設については、耐用年数を超過した施設が急速に増加していくことから、効率的かつ持続的な保全管理が必要。このため、施設の監視を強化しつつ適期の更新等を実施するとともに、国、都道府県、土地改良区等による各種情報の共有化などを通じた連携を強化する必要があるのではないか。
  - ・耕作放棄地に直結するおそれがあるため、国営や県営での基幹水路だけでなく、末端水路の管理にも目を向けることが必要。地域の支え合いで一定の効果は出ているが、カバーしきれていないのが現状。
- 大規模地震や集中豪雨等の災害リスクが高まっている中、農村地域における防災・減災対策について、ため池や基幹水利施設の脆弱性評価に基づき、地域毎に優先順位を勘案しながらハード・ソフト両面の対策を総合的・計画的に進める必要があるのではないか。
  - ・また、被災時の食料安定供給や二次被害を最小に抑えるため、早期の施設復旧に向けて、主要施設について、管理者の業務継続計画（BCP）の作成を促進するべきではないか。

## 第25条（人材の育成及び確保）

- 平成6年の無利子資金制度創設以降、39歳以下の青年新規就農者数は6千人前後から増加傾向で推移したものの、近年は1万5千人前後と横ばい。また、定着する青年新規就農者は1万人程度。一方、法人の増加に伴い雇用就農が増加傾向。
  - ・農業関係の学校の卒業生の就農はわずか2%程度。農業教育が就農につながっていないのは問題であり、基本計画の中で議論していきたい。
  - ・認定農業者の減少、集落営農が伸び悩む中、50歳以下の基幹的農業従事者が1割という状況を真剣に捉えるべき。生産年齢人口が8千万人を割り込んだ中、他産業とも人材の争奪戦が厳しくなる。ハード・ソフトの政策を通じて、若者や新規就農者に対して、就農してもいいと思ってもらえるよう経営指導や技術の伝授などを行うべき。
  - ・農政は非常に精緻。その反面、新規参入者にとっては複雑であり、心理的な参入障壁にもなりえる。政策を単純化することも必要。案件によって問い合わせ先がいくつもあるということではなく、例えば、農水省の中にお客様相談センターのように、外部からの声を一括して受ける部局を立ち上げて、外部からの指摘を分析し、政策に活かしてはどうか。
  - ・新たに認定新規就農者制度もできたが、ゼロからスタートする人や法人から独立する人が担い手となるよう切れ目のない支援をしっかりと後押しするということを明確にすることが大事。
  - ・法人経営については、非農家出身者が農業に参入できる可能性をどの程度確保・保証・提供しているのか、家族経営については後継者を育てるという観点の

分析が必要なのではないか。強い農業にするためにこれから担い手は、IT を使いこなす技能を身につけることが必要といった姿を示すべきではないか。

- ・農業法人は家族+ $\alpha$ の経営が中心。後継者の有無は現経営者の意欲（投資など）にも大きく影響する。このため、農家の後継者や子弟を対象とした農業経営者教育を早い段階から行い、また、継ぐことへの意識喚起や今後の可能性・展望の紹介も重要。
- ・法人化することにより経営者に求められる能力は多岐にわたるが、技術、財務、販売などのコンサルタントの整備は不十分。法人経営を今後進めていく上で、知的な部分の技術者の育成は重要。
- ・雇用者に対する教育については、継続的に農場内で教育を行うことが重要であり、継続的なサポートがあつてしかるべき。
- ・経営管理能力の育成にむけて、政策的に経営支援に織り込んでいた時期はあったが、今は直接所得を支援する政策ばかりで、経営能力を長期的に育成していく政策が手薄になっているのではないか。
- ・法人経営を拡大していく中で、雇用者の労働環境を整備していく必要がある。雇用者が2～3年で辞めていく現実に問題意識をもち、対応していくかないと将来の展望にも繋がらない。
- ・担い手については、意欲ある生産者の育成、非農家出身者の就農支援を含め、対象と施策を明確にすべき。明確化した上で、効果的・戦略的・重点的に財政投入、支援の実施をすすめることが必要。（再掲、第21～23条③）
- ・大学の農業関連学部、農業大学校、農業高校といった農業と食を学ぶための学校が全国に多数ある中、今後、これらをどのように位置づけ、どのように連携・活用していくべきなのか、しっかりと議論するべき。
- ・有機農業、障害者雇用、生活困窮者支援など、社会と国民の意識の変化に伴う新しいニーズに対応できる人材を育成するためのカリキュラムの導入支援などを進めるべき。
- ・新規就農促進は最も優先度の高い分野。農業が大学生の就職先の選択肢となるよう、就活セミナーや大学の就職課へのアプローチ等、企業が行っているような体制づくりが必要。
- ・e-ラーニングなど、いつでも受講できる農業セミナーの充実等により、若手の離農を減らせるのではないか。高齢者から若者支援に、政策の軸足を移していくことが必要。
- ・数年で新規就農の3割が離農、新規参入法人の1割が撤退している現状の課題を洗い出し、死の谷（高い技術力があっても製品化に時間を要する等により資金繰りが厳しくなり数年で倒産の危機となる）とならないよう、法人の新規参入支援の見直し、再検討をしていくべき。
- ・農業高校、農業大学の就業率の低さは大きな問題。自給率を上げる前に、きちんとした教育を受けた人間が農業界に入ってくるという道筋をつくることが大事。
- ・就農者の平均年齢が非常に高く、若者の新規就農が必要不可欠であり、学生など若者に農家の面白さ、参入方策を説いていくことが必要。
- ・若者を取り込むためのどのように農業所得を向上させるか考えていかなければならない。6次化も一つの手段。
- ・若手の農業経営者に経営を勉強してもらうことが儲かる農業につながるステップであり、そのための場を与える取組を進めるべき。
- ・今の若者には、衰退産業であるといった農業に対する先入観がない人が多い。若者にはきちんとした説明をしていくことが大事。高齢化が進んでいるのは水田農業であり、施設園芸や畜産などは若者も多い。基幹的農業従事者の平均が66歳であると一律に議論するのではなく、いろいろな面があることをしっかりと伝えるべき。

- ・現在でも農林水産業において人手を確保するのは難しく、今以上の人口減少が起こればもっと問題が深まる。
- ・雇用就農に関して、若い人が参入・定着してきており、大事にすべき傾向。地方に厚く立地している食品産業・食品製造業や農業について、就業先としての魅力や特徴をしっかりと伝えていく必要。一方で、雇用就農の定着率という点では問題があり、受け入れ側の労務管理レベルが追いついていないといった問題がある場合には改善が必要。
- ・特に職業高校や高専と地元の企業が連携し、学校教育に職業訓練を組み込んだ人材教育をしっかりと行うことで、地元若年層が地元に就職・定着でき、地域コミュニティの縮減を回避できる。文科省もこのようなシステムの制度化を検討し、具体化する必要がある。

#### 第26条（女性の参画の促進）

- 女性が経営に参画している農業経営体は、売上や収益力が向上する傾向。  
既に農業女子プロジェクトなど新しい芽は出ているが、女性農業経営者の積極的活用のため、更なる方策を検討すべきではないか。
  - ・自立した女性農業者を増やして欲しい。そのために、①女性が参入しやすい環境の整備、②ポジティブアクション（中間管理機構を通した農地の借り手の3割は女性にするなど）、③女性が農業をやるということの見える化が必要。（若い女性への農業の魅力をアピールするなど）。
  - ・農業者年金基金の政策支援の仕組みについて、後継者、認定農業者に加え、後継者の嫁も政策支援対象にできないか。農水省にぜひ頑張って欲しい。

#### 第27条（高齢農業者の活動の促進）

- 今後、一層の高齢化が進展することを踏まえ、高齢農業者の農業活動にも資するよう、
  - ・農作業の軽労化や自動化を図る技術開発
  - ・農作業死亡事故が減少しない現状を踏まえた、今後の農作業安全対策をどのように進めるべきか。
- ・農作業安全のための研修等について、それらの取組みの結果、農作業事故がどのくらい減っているのかについて分析し、検証することが必要ではないか。特に、作業の種類や事故の類型で見た場合に、事故の件数が減少していないものについては、新たな対策を検討するべき。
- 高齢農業者から新規就農者への経営の継承や技術・ノウハウの伝承を円滑に進めるべきではないか。

#### 第28条（農業生産組織の活動の促進）

- 法人化に向けた過渡的組織である集落営農については12,000件程度で推移。
  - ・農業生産法人や集落営農が活動しやすい政策支援も引き続き必要。農地集約も進めるべき。（再掲・第21～23条①～③）
- 集落営農が経営発展するためには法人化することが重要であることから、集落営農の法人化等を進める視点から検討するべきではないか。

## 第29条（技術の開発及び普及）

- 技術開発は、農業現場の課題解決、成長産業化を進める上で重要な役割を果たしてきたが、研究成果の中には、現場での活用に適さなかったり、活用したいというニーズが少なく、現場に十分活用されていないものが多いのではないか。  
こうした実態を踏まえ、
- ①現場に直結した成果を生み出すため、研究機関や現場の情報の更なる利活用や成果のユーザーである農業者や食品産業等の開発プロセスへの参画を進める  
②重点課題を定め、課題解決に向けて戦略的・計画的に研究開発・普及を行う  
といった観点から、研究開発を進める枠組みやプロセスを抜本的に見直すべきではないか。
- ・品質の維持には、研究・技術開発は不可欠であり、しっかり進めて欲しい。また、消費者へのPRが必要。（再掲、第16条第1項②）
  - ・気候変動、病害虫等により大きな影響を受けるところが1次産業の厳しいところ。地球環境が大きく変動する中で、このような1次産業の基盤強化をどこまでできるのか。また、そのために国としてやるべきことは何かを考える必要がある。例えば、気候変動のデータを蓄積し、変動を予測して種まきや出荷の時期をコントロールするシステムを農業全体について入れ込むことはできないか。
  - ・育種、安全性の検査などは国全体で行うべきベーシックな技術開発であり、また国の戦略としても必要。
  - ・技術の普及については、先進技術を必要としている農家が求める技術をまず実用化し、それを横展開していくべき。
  - ・日本の農業の大きな課題は自給率の向上だと認識しているが、研究開発の重要課題として、自給率を向上させるための研究、とりわけ小麦や大豆のような自給率の向上に寄与する作物の研究開発に力を入れるべき。
  - ・研究開発については、国際競争力を持つ上で非常に重要であり、生産者だけではなく流通業者・販売業者を含む現場の意見を取り入れ、開発プロセスをつづっていくことを推進していくべき。
  - ・マーケットがあり短期的に成果の出る研究開発は、民間でやればいいという考え方もある。むしろ、出口はないが、もしかしたら種になるかもしれないというところにこそ政府の補助金をつけるべき。中止や失敗に関しても、次の研究に生かせれば、ある程度ポジティブな評価があつても良い。
  - ・飼料用米については、過去30年程度の間に何度か単収をどう飛躍的に増加させるかという議論があった。タイムロスがなければ今頃はこういう課題は解決していたかもしれない。飼料用米の位置付けは今回の政策でこれまでとは違うと打ち出したのだから、早急に単収増大の技術開発を行うべき。
  - ・技術の開発、普及については何年先を見るのかという時間軸、タイムフレームの問題が非常に重要。研究基本計画は5年間のものだが、10年、20年先を見据えた上で5年間なのか、単に5年間だけのものなのかによって、内容がかなり変わるので、基本計画がどのくらい先を見ており、それに対して、技術の方もどの程度のスパンを見ているのかという視点を押さえておくことが必要。
  - ・同じ技術の開発の中でも、短期で具体性のある結果が出るものと、非常に基礎的で短期間では定性的な成果しか出ないが着々と進めなければならないものもある。研究テーマ毎に研究期間を分けて考える必要がある。
  - ・研究費について例えば、育種、種子の開発に投じている予算を、欧米の民間の企業が調査研究に費やす資金と比べると、明らかに規模が小さい。このような状況の中で、どのように対応していくのかをこの機会に考えるべき。
  - ・技術の開発及び普及については、現場に貢献できているのかということでの評価が重要。先端・先進研究に加え、基礎研究と、その結果を基にしたレギュラトリーサイエンスを実施する際の課題を明らかにすべき。

- ・飼料用米について、地域の気候に適した品種改良や、年間通じて安定的に供給していくための専用保管施設や合理的な流通の仕組みの整備等にかかる研究が必要。
- ・17年基本計画では、大きく農業の姿が変わることを目指して政策転換したが、そのとき技術開発及び普及のあり方も、それを見通した上での転換があつたのか確認したい。もし足りないのであれば、大きく転換が求められる障害が残っていることが懸念される。
- ・研究は息の長いテーマだが、問題解決だけでなく、ビジョンの提示といった大きなテーマ設定も求められている。技術開発及び普及の枠組み、ガバナンスのあり方をもう一度検討すべき。
- ・大学等の研究機関と現場の距離感が問題。現場に近い開発に学生が入ることにより、現場に近い技術が蓄積される。省庁の壁を越えて日本農業の育成に取り組むべき。
- ・効率的な技術開発には、現場の問題の解決という視点が重要。技術開発について、農業の現場、特に意識の高い農業者から問題を吸い上げる取組を進めてはどうか。
- ・2050年には全耕地の1/4～1/3が無人化・高齢化していく可能性が示されているので、少ない人手による農地のマネジメントや、それをサポートする機械的・自然科学的な技術について腰を据えた投資や促進が必要。
- ・人口減少の中ではICTの活用と新しい農業機械の構築に国のお金やインセンティブを出していく必要がある。

- 今後の技術開発は、近年蓄積が進むゲノム情報を活用した画期的な品種の開発や、スマート農業の実現に向けたITやロボットなどの異分野の先端技術の活用、医療・健康等の他産業との連携や、国、県、大学、民間など多様な研究機関間の連携等が重要。このため、従来の研究開発の枠組みを超えて、様々な「知」が集積・連携し新たな技術革新を生み出す仕組みを検討すべきではないか。

- ・技術革新について。生産や販売など各ユニットチェーン別に革新すべき技術テーマがリストアップされているが、これに加えて、複数のチェーン、あるいはチェーン全体を統合的に見るとところから価値を創り出すような新しい技術テーマという視点も必要。
- ・使われる技術、目指すべき技術は、ユーザー、適用されるマーケットにより変化する。ユーザーである農家の姿の変化、輸出というマーケット展望も開けつつある今後の展開を考えると、不連続な技術の変化も求められ、それに伴う技術開発も要求されてくるのではないか。
- ・低タンパク米といった医薬品作物等先端的なものについても需要開拓、市場規模の拡大を図っていくことが重要。
- ・総合科学技術・イノベーション会議を大いに活用すべき。対立する意見の中からイノベーションは起きる。

- 遺伝子組換え等の新技術は、飛躍的な生産性の向上等が期待される一方、国民的理解を得ていくことが課題であることから、改めて国民とのコミュニケーションのあり方について検討すべきではないか。

- ・遺伝子組換え技術に対しては、安全性や環境影響について国民の不安が大きく、多国籍企業などによる種の独占による市場支配等の課題もあるので、実用化に際しては国民との丁寧なコミュニケーションが必要。

- 今後の技術の普及は、気候変動等の新たな課題への対応、技術の高度化・専門化や高い技術を有する担い手への対応といった課題を踏まえ、今後の技術普及の方策を検討し、抜本的に見直すべきではないか。

- ・これから国際競争をしていくとなったときに、どのように高いレベルの技術を普及していくのかが大きな問題。普及員に係る予算を絞り過ぎており、普及員が高いレベルの技術を習得するのに支障がある状況。日本は技術で戦っていくしかないわけだから、予算配分をもう少し考えるべき。

- ・民間の技術コンサルタントが育ってきているが、普及センター等のサービスは無料で受けられるため、民業圧迫になって、全体の技術レベルを下げてしまうことにならないように配慮が必要。農家サイドとしても、経営にプラスなら有料でも良いのではないか。低レベルでの広い普及よりも、先進的で高い技術をいかにつくっていくかということの方が大事。
- ・数年前、政策的にも大変関心が持たれていたバイオエタノールも今や世間の注目外となっており、頑張っている方も技術開発の成就に懐疑的。新しい技術の普及や浸透は重要。

- 我が国の農産物・食品産業等の競争力の強化の観点から、関連業界におけるノウハウ等を活用したサービス展開等を促しつつ、知的財産の更なる積極的・戦略的な創造・活用・保護に向けた取組を強化していく必要があるのではないか。
  - ・知的財産の保護は重要。地理的表示の検討、法制度は早急に整えるべき。(再掲・第18条輸出⑥⑦)
  - ・6次産業化の成果物を国際マーケットで売り込んでいく際、高い農産技術で作った高品質なものをグローバルスタンダード化していくことで、まがい品がどこかの国から出ないよう、国が仕組みづくりを支援していく必要がある。(再掲・第18条輸出⑥⑦)
  - ・WAGYUが海外で席巻していく、日本の和牛よりも安く売られている。こういうものが出でてくると、日本で作ったものの優位性はアピールしにくくなる。その場所で作った者しか産地を名乗れないような制度を作ることで、日本で作ったものを守り、それを海外に輸出することが可能になる。(再掲・第18条輸出⑥⑦)
  - ・まさに地理的表示保護法の審議中であるが、国産の農畜産物のシェアの拡大、高付加価値化の実現という観点からも、知的財産を積極的に活用していく必要がある。知的財産の中身が分かりにくいため、分かりやすく説明すべき。(再掲・第18条輸出⑥⑦)

### 第30条、第31条（農産物の価格の形成と経営の安定、農業災害による損失の補てん）

- 現行基本法の制定以降、
  - ①一定の価格を保証するのではなく、需給事情等が反映されて価格が形成される仕組みに転換しつつ、
  - ②価格低下時の農業経営への影響を緩和し、経営の安定を図るための対策を措置する
 との基本的な方向性の中で、累次の制度見直しが行われてきたところ。  
 今後、担い手の経営感覚を醸成し、市場のニーズに応じた生産、農業の構造改革を促していくとの観点から、経営の安定のための必要な施策を実施していくべきではないか。
- ・現行の基本計画には、農業生産のコスト割れを防ぐことの必要性について明記されているが、農業生産のコスト割れは、生産者の経営感覚が磨かれてこそ防げるもの。事実上、コスト割れを国が防いでくれると誤解されないよう、生産者の経営感覚の向上を政策の中心におくべき。
- ・需要サイドのニーズの把握として、国も消費者ニーズを積極的に把握するための仕組みづくりを検討すべき。
- ・収入保険の制度設計にあたっては、基本法制定時には想定していなかった大型農業法人の活動内容（生産、加工、販売、輸出等）等も考慮し、いろいろなリスクに対応できる制度となるよう、カバーする範囲をしっかりと検討するべき。
- ・30条の2項について、「基本法制定以降、基本的な方向性の中で、累次の制度見直しが行われてきた」（資料1の2ページ）と評価されているが、甘い。政権交代もあり、かなり揺れた部分もある。農業経営者や現場の農業政策担当者に相当な負担、マイナスの影響を与えてきたことをきちんと総括すべき。
- ・酪農業界は補給金制度があり価格が安定しているが、海外の乳製品市場を見ると価格の変動差が非常に大きい。輸出を促進する中で所得の補償をどのように

考えていくのか。

- 経営所得安定対策については、構造改革の推進、意欲ある農業者への支援等の観点から、
  - ①全ての販売農家に一律に支払われる米の直接支払交付金等について削減・廃止すること
  - ②畑作物の直接支払交付金等の対象者要件について法整備を経て変更することなどの見直しを行うこととしたところであり、今後、見直し後の制度の効果や課題等について、しっかりと検証していくべきではないか。
  - ・30条に関して、需要と供給にウエイトを置いた政策だけでなく、今後は生産物の品質評価という生産者の努力の視点も大事にするべき。
  - ・農業のコストについては、規制緩和をして、自由な競争の中でコスト削減を推進するべき。外部化によるコストダウンは、経営体の規模が拡大するか、あるいは専門化することにより付加価値が付くという点がセットになって動いていない限り、あまり意味がないので、気をつける必要がある。
- 農業共済制度は、農業者の多様なニーズに応えた補償の選択肢の拡大などの改善に取り組んできたが、
  - ①自然災害による収穫量の減少を対象としており、価格低下は対象となっていない
  - ②対象品目は収穫量の把握ができるものに限定され、加入単位も品目ごとになっているなど、農業経営全体をカバーしていない
  - ③耕地ごとの損害査定を基本としているため事務コストが大きいといった課題があるところ。  
このため、農業経営全体の収入に着目した収入保険制度の導入や農業共済制度のあり方の検討をすべきではないか。
- 今後、見直し後の経営所得安定対策や品目ごとの対策、農業共済制度や災害金融さらに新たな収入保険制度の導入等について、それぞれの役割や関係を整理し、必要な対応を検討していく必要があるのではないか。
  - ・米の共済制度は、70年近く前にできた制度であり、強制加入となっている。現状に則した制度であるのか根本的に検討すべき時期ではないか。果樹など農家の技術力で差のできる品目の加入率が低い実態をどうみるのか。また、共済組合、県単位の連合会、政府の3段階で運営している仕組み自体が、事務コストの増大をもたらしているのではないか。構造的な見直しも必要。

### 第32条（自然循環機能の維持増進）

- エコファーマー制度や環境規範の策定、環境保全型農業直接支援対策など様々な施策を講じてきたが、農家の具体的な取組に結びついているか、これまでの取組を検証し、今後のあり方を検討すべきではないか。
  - ・肥料や化石燃料の海外依存、気候変動や生物多様性等の課題は、有機農業により地域循環を形成することで解決できる。特に中山間地では、地域振興として有機農業を位置づけていくべきではないか。
  - ・エコファーマー制度について、10年間で200倍もエコファーマーが増えているが、国民にとってどう利益があるのかが分からず。制度を作る際には、農業者、農業の多面的機能にどう役立ったのかを明らかにすることに加え、国民の利益がきちんと見える留意すべき。
- バイオマスの利活用に向けた構想の策定等が進められてきたが、経済性や安定的な原料調達などの問題から、実際の取組は必ずしも十分に進んでいない。このため、バイオマス事業化戦略に基づき、経済性が確保された一貫システムを構築するバイオマス産業都市構想を推進するとしているが、構想の具体化を加速化する施策やフォローアップのあり方について検討をすべきではないか。
  - ・バイオマス推進については、安定的な原料調達など、具体化に向けてまだ課題が多い。また、地域のサイズに合わせた、小規模分散型での利用拡大の技術も重要。
- 政府全体の気候変動適応計画の策定に向け、農水省においても「農林水産業の気候変動適応計画（仮称）」の策定に向けた検討を開始したところ。こうした

中では、緊急的な対応と中長期的な対応、予防的な措置と顕在化した課題への対応といった視点に留意しつつ、適応策のさらなる強化を進めていくべきではないか。

- 農業生産活動を通じた生物多様性保全に向け、取組の裾野を広げていくための環境づくりや、先進的な地域の取組を後押ししていくことが重要。このため、農業と生物多様性の保全についての国民の理解醸成や、地域振興の取組との一体的な活動の展開等を進めていく必要があるのではないか。  
こうした中では、現在は認知度が低い「生きものマーク」「GIAHS」といったツールや枠組みについて、認知度の向上を図っていくことも必要ではないか。  
また、現在、IPBESは生物多様性に関する科学的評価手法等の検討を進めているところ。こうした中では、我が国の農林水産業が有する生物多様性保全機能が適切に評価される手法等となるよう、我が国においても生物多様性に関する科学的評価の知見を蓄積し、IPBESの検討に反映させていくべきではないか。
  - ・生きものマークの取組は環境保全や生物多様性にどのような効果が得られているのか検証する必要がある。検証の仕組みがあると分かれば消費者からの信頼が高まり、普及が後押しされるのではないか。

### 第33条（農業資材の生産及び流通の合理化）

- 農業生産資材の費用低減については、今後の農地集積・集約化の進展等を見据え、更に大規模な担い手のニーズ（例：フレコンでの肥料供給、耐久性の高い機械の供給等）への対応が大きな課題であり、メーカー、流通業者等の主体的な取組を促すため、意見交換や連携を強化すべきではないか。
  - ・農産物生産コストが上がっている中で農産物価格は低迷しており、農業生産額が伸びていない。
  - ・生産資材については、不必要的機能が付いて価格が高くなっている一方で、シンプルな機械は海外に輸出されている。農機メーカーの農業生産に対する寄与をどう進めるか行政の中で考えるべき。
- 農業団体や流通業者による資材供給については、農業界と経済界との連携の強化、先駆的な取組の横展開等による、更なる取組の強化を促していく必要があるのではないか。
  - ・農業資材のコスト削減については、農業者や組合に与えられた努力義務。経済界と連携し、生産、加工・流通、需要創造の面で技術革新に取り組むことが大事。
- 個々の農家が自ら行うと非効率な作業の一層の外部化（例：耕起・整地、施肥、防除、収穫等）や、圃場の条件に応じた資材の効率的な利用等を図るためのITの導入等を推進すべきではないか。
  - ・農業のコストについては、規制緩和をして、自由な競争の中でコスト削減を推進すべき。外部化によるコストダウンは、経営体の規模が拡大するか、あるいは専門化することにより付加価値がつくかという点がセットになって動いてない限りはあまり意味がないので気をつける必要。（再掲・第30、31条②）
- 海外への依存度が高い資材原料や飼料については、世界的な価格高騰や安定的な確保が経営上のリスク要因。このため、海外からの調達に係るコストやリスク等を分析しつつ、国内も含めた調達の多角化、未利用資源の活用などを推進していく必要があるのでないか。
- 農薬や肥料の規制について、安全の確保を前提として、登録に要する期間の短縮、コストの低減等の観点から、見直しの必要性について検討すべきではないか。

### 第34、35条（農村の総合的な振興、中山間地域等の振興）

- 農村地域においては、人口減少や高齢化、農家と農家以外の住民の混住化が進行し、集落機能の低下や農地等の維持・管理が困難になるといった問題が生じている。今後、人口減少・超高齢社会の到来が予想される中、農村地域の一層の活力低下が懸念される状況。
  - ・小規模農家も含めた家族経営を中心とした農業を日本の国土・里山を維持していくために重要な要素として考えた方が良い。
- このような中で、農村地域の活性化を図るためにには、農業振興のための施策だけではなく、非農家も含めた地域住民が快適に生活できるような環境の整備や就業機会の確保等の施策も含め、総合的な対策を講じることが必要ではないか。  
このため、関係省庁が連携し、現状のまま人口減少・高齢化が推移した場合の将来の農村の姿を予測した上で、農業の振興だけではなく、生活環境の向上、就業機会の確保、国土の保全等の観点から、活力ある農村づくりに向けたビジョンの策定と、その実現のための施策について検討すべきではないか。
  - ・農家は農産物を自家消費したり近所にお裾分けしたりするが、そのことも踏まえて農家の経済的状況を評価すべき。
  - ・農村の疲弊がひどいので、農村政策を強化する必要がある。産業政策だけで安定的に食料は守れない。省庁の枠を超えて政策を打つ必要。
  - ・地方圏で人口減少、無居住化が進むことが示されている。このような姿になっていいのか。30年後はこのようなことにならないように農政の枠組みづくりを検討してほしい。(再掲・総論)
  - ・今後、全国平均を上回って急速に人口が減少すると見込まれる県については、通常の対策に加え、別途の対策を講じる必要があるのではないか。日本全国で人口減少が見込まれる中、こうした県や地域を先行指標とし、モデルケースとして対策の成果を全国で活かすべき。
  - ・人口減少の中で、農山漁村の活性化を図るためにには、広い視点で関係省庁と連携していくことは重要。住民が少ない地域でもどうすれば幸せに暮らしていくかという大きな視点から見ていくことが必要。その際、社会的コスト等も合理的な範囲となるよう総合的に考えることが必要。
  - ・農業は障害者の就労の場として、また、生きづらさや働きづらさを抱えた人が仕事に就く訓練の場にもなるので、施策の中で考えていくべき。
  - ・人口減少、高齢化の中で、国や都道府県ではなく、地域で今後の地域のあり方を考えていくことが必要となる。その地域が、集落に最後まで住み続けることを選択した場合にどのような想定ができるか国は予めシミュレーションし、方向性を提案していくかたちをとるべき。今の政策は、平均値の議論で現状を捉え方向性を打ち出している。農業・農村政策では、細かい視点でしっかりと見ていく中から、個別に芽を伸ばして社会を変えていくような議論も必要。
- その際、農村集落が食料の安定供給や多面的機能の確保の基盤であることを踏まえつつ、
  - ① 人口減少・高齢化の進行が著しい集落を含む一定のまとまりを有する地域について、地域全体として集落機能を維持・発揮していくためには、どのような対応が必要か（例えば、各種集落機能の基幹集落への集約と集落間のネットワークづくり、農業上の土地利用と非農業的土地利用との調整も含めた総合的な集落活性化のための計画スキームの構築、これらを担う人材や組織の育成、確保など）
  - ② 集落機能が低下する中、今後の農地及び農業用施設の維持・管理の在り方をどのようにしていくのか（管理主体の確保が困難な集落における維持・管理の在り方（農業以外の用途への活用を含む）について、検討すべきではないか）といった観点も含めて議論する必要があるのではないか。
  - ・人口減少に関して、今のトレンド予測が大きくズレないとすると、現在の集落、農地をすべて今のまま維持することは甚だ困難。最終的には市町村や集落が判断することになると思うが、長期的なストック形成のための投資を継続する地域と、投資は断念する人が住み続ける限りはフローとしてのサービス提供を全うする地域とを判断すべき状況がでてきてている。
  - ・条件不利な中山間地域はこのままではさらに荒廃が進む。こうした地域では将来守るべき農地をしっかりと仕分けすべき。そこでは、地方自治体の判断が案件を大きく左右。農振計画や生産調整など種々の政策が複雑に絡み合っており悩ましい。政策的に突っ込んだ検討が必要だが、線引きできれば残すべき農地への支援の更なる肉付けがやれる可能性があるのでないか。

- 今般、農地・農業用水等の良好な保全や質的向上を図る多面的機能支払制度を創設したところであり、今後、新たな制度の効果や課題等について、十分検証していくべきではないか。
  - ・平野部も含め、水田地帯は農道や水路管理の人手が不足。規模拡大しても、道普請や水路の管理などに割く労力が必要であり、見えない部分の負担が大きい。これらをサポートするため元気な高齢者の組織化や、集落間のサポートグループの組織といった、人的な取組やグループ化を真剣に考えるべき。
- 中山間地域等直接支払制度については、中山間地域等の耕作放棄の発生防止等に一定の効果を上げてきたが、今後、人口減少・高齢化が一層進行する中で、どのように農業生産活動の継続を図っていくかといった観点から、次期対策の在り方を検討していく必要があるのではないか。
  - ・直接支払など制度もあるが、6次化やグリーンツーリズムなど様々な取組をもって中山間地域の活性化を図ることが重要。
  - ・これまで中山間地域に講じられた措置や制度には女性の農業参入に関する施策が見受けられず、次期基本計画では、それに対する対策や回答を明示すべき。
  - ・中山間と平場など地域間の作付け調整などでタッグを組んだ経営やセラピー農園など、中山間のメリットを活用した取組を後押ししていくべき。
- 鳥獣被害対策については、農作物への深刻な被害に対し、捕獲活動の強化等の対策を進めてきたが、今後、更に対策の効果を上げていくためには、どのような対応が必要か。
  - ・鳥獣被害対策には、発想の大転換が必要。例えば、捕獲したものをどう利用するかという観点から、獣肉を缶詰に加工して飢餓で苦しむ世界の人々に送ってはどうか。
  - ・鳥獣被害については、森林伐採に対するインセンティブが働かない結果、日光が届かず草木が生えず、住みにくくなった山から動物が下りてくるという悪循環に陥っているのではないか。森林資源の伐採や利活用にインセンティブを与える政策を進めるべき。
  - ・捕獲した獣肉を食料・食文化として展開していく必要。獣肉を上質な肉として処理、加工、販売する戦略を作成するなど、食文化施策と結びつけてはどうか。
  - ・シカ・イノシシを10年後に半減という目標は評価している。鳥獣被害が死活問題である今、環境省とも連携して多様な取組の強化が必要。
- その他
  - ・農村の活性化を図るために、各省庁の連携だけでなく、企業やNPOも含めた連携を進めていく必要。
- 【6次産業化】
  - 6次産業化については、H20年に制定した農商工等連携促進法により、中小企業者と農業者が連携した取組が進められているが、実態としては中小企業者が中心となった取組となっているところ。
    - ・その後、H22年の六次産業化・地産地消法の制定、ソフト・ハードの補助事業、H24年のA-FIVEの立ち上げなど、6次産業化を推進するための各種支援策を整備してきたところであり、農業者が中心となった取組が各地域で広がりつつあるところ。
    - ・大学等の教育で得られた知識を農村に定着させ、1次産業からみた6次化の戦略を構築するという方向に目指すべき。
    - ・6次化の取組の果実、付加価値が地元に留まる仕組みを作らなければ、農業・農村の所得倍増にはつながらない。
  - 今後は、一層の効果的な施策の推進を図り、所得の向上、雇用の確保につなげていく観点から、改めて各種支援施策の活用状況等を検証し、取組の内容や発展段階に応じた支援措置のあり方について体系的に整理していく必要があるのではないか。

- 人々の好みや需給は日々変化するものであり、プランナーの指摘どおりに取り組めば成功するという甘いものではない。公的支援はあくまで立ち上げをスムーズにするものであり、継続には自らの努力が必要と喚起していくべき。成功事例だけでなく、失敗学の視点から注意点や課題を整理し、失敗を減らしていくという工夫も必要ではないか。
- 認定事業者のモニタリング調査は、立ち上げて間もないということもあり売上の拡大に焦点があてられているが、目標が雇用と所得の確保なのだから、利益をみる視点が必要。

- こうした中では、
  - ① より質の高い取組へと誘導していくための、農業者等による取組の効果や課題の検証と事業の拡大や改善のためのサポート
  - ② 関係省庁との連携を強化しつつ、地域段階でも産学官金の関係機関によるネットワークの強化、情報の共有化等を進め、マーケットインの発想での取組を促進するための推進体制の強化
 について、今後どのように進めていくべきか。
  - 所得倍増、6次産業化といった方針を出しているが、こういったものは農業者は不得手であり、どのように支援していくのか。(再掲・第21~23条④)
  - こどもや消費者を巻き込んだ協働による6次産業化のための商品開発への支援が必要。
  - 六次産業化・地産地消法の認定事業者のモニタリング調査については、売上高よりむしろ、収益や農業所得がどれくらい増加しているのか、地域への波及効果がどれくらいあるのかといった指標による検証が大事。
  - 6次産業化の目的は、農山漁村の地域間の雇用所得の向上。事業の成功のためには、消費者のニーズにマッチした商品やサービスの開発が不可欠。
  - 6次産業化をマーケット・インの発想で進めていくことは賛成。おいしさ、栄養、安全に加え、情緒的な価値がマーケットに浸透していく上で重要であり、生産者の思いが消費の場に伝わることが大切。
  - 6次産業化は推進していくべきだが、基本計画を策定する上では、リスクの視点をにじませるような表記の工夫が必要。スムーズに継続していくよう配慮した政策であるべき。マーケット・インの発想で推進していく点は賛成。
  - 6次産業化の推進については、人口減少により既存のマーケットは縮小するため、マーケット・インだけでは爆発的な市場拡大にはならない。ブルー・オーシャン戦略的な考え方で未開拓の新規市場を切り拓いていくことも重要。
  - ブルー・オーシャン戦略のような新たなマーケットの拡大をもっと積極的に考えていく必要。グリーンツーリズムのような観光にも、もう少し焦点を当てるべき。
- また、農業者が中心となった取組については、資本が乏しく大規模な事業展開が難しい上、今後とも農業者の高齢化等が進む中にあっては、6次産業化に積極的に取り組む人材の確保には限界がある等の課題もあるところ。
 

このため、今後は、農業者主導による取組に加え、企業のアイデア・ノウハウ等を活かした2次・3次事業者をはじめとする多様な事業者による取組や、地域ぐるみでの多様な6次産業化の取組の促進等を図っていく観点から、六次産業化・地産地消法等による支援スキーム等についてどのような工夫が考えられるか。

  - 六次産業化・地産地消法による認定事業については、農業者だけでなく連携する流通や小売、消費者団体なども認定を受けられるよう検討すべき。
  - 農山漁村のところにきちんと利益が落ちるよう該当地域の生産者、事業者、流通業者が活躍できるコーディネーション、支援が必要。
  - 1次産業に利益を引き戻すという6次化の目的を実現できる仕組みをしっかり具体化していく必要。ここをしっかりしないと、結局2次・3次産業に吸い取られてしまう。

- ・6次産業化を産業政策として進める上では、規制はできるだけ取っ払い、誰が主導権を持つとか、資本のバランスをどうするか等は問わず、とりあえず良い案件であれば、誰でも取り組めるようにすべき。
- ・6次産業化の人材育成・専門家によるサポートはあるが、6次化の担い手の育成や掘り起こしの施策が見えない。大学生のキャリアパスに、農業はほとんど入っておらず、6次化を進める上ではそのようなところにアプローチしていく施策、仕組み、仕掛けが必要。
- ・6次産業化について、農業者に利益が回るようになるにという話も分かるが、足かせがあると、簡単には事業として成り立たないのではないか。人口減少で日本の市場が小さくなり、パイの取り合いで海外に行かなくてはいけないというときには、様々な知恵が必要。地域の雇用のために何かが必要なのは分かるが、ダイナミックな展開がなければ10兆円には絶対にならない。本当に地域が活性化するためには何をしたら良いのかという視点で検討する必要がある。がんじがらめではだめ。

#### ○ その他

- ・農業・農村の所得倍増などの目標について、その意味、性格を明確にしておくべき。また、トレンド以上のことを目標にする場合は、なぜ可能なのか、何が必要なのかを明示する必要。それがないと検証できない。(再掲・総論)
- ・6次産業化について領域別に目標設定をすべきではないか。例えば、マトリクスの左の項目に、1次産業、2次産業、3次産業、上の項目に生産品目別、規模別、地域別、担い手別にそれぞれ整理したマトリックスを作成し、現時点、5年後、10年後に目指す姿について描いてみると、イメージとして、農業の各分野が担っている目標が明確になり、これから農業を担うモデルや打つべき施策がみえてくるのではないか。また、この表により、目指すべき国内販売量、輸出量も明確になるのではないか。
- ・生産現場の強化と6次産業化、バリューチェーンの構築には強い補完性があるが、担い手に関する施策の検証では、この部分（6次産業的視点）の評価が欠けている。基本法ができて以来、農業は、生産現場の強化とバリューチェーンの構築の組合せで、経営として発展してきたのではないか。6次産業化は基本法の枠組みの中では扱いづらいのかもしれないが、今後、前項に出ないまま隙間の対応で終えることないよう、きちんと課題と評価を議論すべき。
- ・医福食農連携については、省庁間の連携という観点で評価。一方、複数の省庁が関わることで、成果が妥協の産物とならないよう、徹底的な議論を各省としていくべき。

#### 【再生可能エネルギー】

- 再生可能エネルギーの導入については、固定価格買取制度が開始され、事業採算性が大幅に改善。一方で、
  - ① 再生可能エネルギー導入による利益が農村の活性化に十分つながっていない
  - ② 農村固有の資源であるバイオマスや農業水利施設等の活用が十分に進んでいない
  - ③ 農業の生産活動や地域づくりへの再生可能エネルギーの利用（地産地消）が未だ不十分である
 といった課題があり、農山漁村再生可能エネルギー法の活用に加え、どのように対応していく必要があるか。
- ・再生可能エネルギーの導入については、単に固定価格買取制度があるからドンドン進めていくというだけではなく、日本全体のエネルギー構成のあり方、社会的コスト等を勘案しながら進めていくべき。
- ・最近、耕作放棄地となった農地に太陽光パネルが次々に設置され、異様な雰囲気になっている。エネルギー需給も大切だが、農地政策上どのようにバランスをとっていくのか整理するなど、設置の推進には工夫が必要。
- ・農村地域への再生可能エネルギー導入は積極的に進めるべき。ただし、特定の企業が固定価格買取制度を利用し、農村の景観が損なわれるだけで利益は農村の外に流れるということにならないよう、農林水産業の施策に積極的に再生可能エネルギーを位置づけていく必要がある。灌漑排水、施設園芸等で活用するなど、売電のためだけでなく農村をよくするために使っていくべき。
- ・再生可能エネルギーについて、地域の活力向上という観点で評価する反面、省エネの視点も重要。

### 第36条（都市と農村の交流等）

- 基本法では、都市農村交流の役割として、国民の農業・農村に対する理解醸成や、健康的でゆとりある生活に資することを規定。  
基本法制定以降、地域活性化の手法として都市農村交流が着目されるようになり、農山漁村活性化法の制定など様々な施策を進め、交流人口は一定の増加。
  - ・都市農村交流の活動の重要性は益々高まると認識。外国人に関する交流についても、防疫などの対策と配慮と併せて推進していくべき。
  - ・生物多様性国家戦略には、生態系サービスを都市住民に提供し、それに対して都市住民はサービスを受けた者としてしかるべき行動・支援を行うという考えがある。都市と農村の交流という観点だけではなく、人間と自然の再構築という観点で議論をしてはどうか。
  - ・健康、豊かさ、生き甲斐と食料・農業・農村施策とをより深く結びつけることができるのではないか。農業に従事することと健康との関係についてはまだ明らかにされておらず、データの分析を含め、相互関係の中で施策を検討してはどうか。
  - ・他省庁のものも含め非常に多くのメニューがあり、もう少し整理ができないかという印象。市町村や現場のレベルでは、各メニューをどう使いこなしているのか。あるいは使うことが困難な面があるのではないか。メニューがあまりにも多いことについては、少し考えた方が良い。
  - ・様々な取組を行うことはよいが、体系立っていないのではないか。高校生などの若手に対して食料問題・農業問題は日本が克服すべき最重要課題の一つであることを、学校なども通じて教えていくことを文科省とも相談して進めるべき。
  - ・人口減少社会の中で、都市と農村で人材の獲得競争の激化が予想。農村を維持するためにも人材の確保が必要だが、都市が強烈な勢いで様々な取組を行うことで、都市と農村がアンバランスとならないか懸念。その動きに対して規制を行うのではなく、農村が一層力強くなるようなイノベーションを起こすような施策を行って行く必要がある。
  - ・都市と農村の交流については、農業・農村の現状及び農業の多面的機能の理解、健康づくり・リフレッシュなどの点において有用であり、こうしたきっかけから農業に触れたり学んだりすることが就農のきっかけとなる。学校現場や福祉、障害者雇用の視点から、多くの参加が実現できるよう環境を整備する必要がある。
  - ・日本全体が人口減少期に入った今、抜本的な農村振興につなげるためには、いかに農村地域に人を移住又は定着させるかに本質的な答えがかかる。
  - ・農村への人の流入の一つのかたちとして、都市のシニア層の農村への移住がある。これについては、意欲ある健康シニア層の雇用機会の創出が重要であり、技術・マーケティングの専門性を有する中高年層の国内労働市場を形成する施策ができれば、地域経済を担っている中堅企業の人材ニーズと都市シニア層の労働意欲を結ぶことが可能。6次産業化の担い手がそこから生まれる可能性もある。
- しかし、農村地域の人口減少や高齢化が大きな課題となる中、今後は、都市農村交流を一過性の取組に終わらせるのではなく、どのように農村地域の所得・雇用の確保に結び付けるか、さらには、農村地域への移住・定住にどのようにつなげていくのかといった観点から、施策のあり方を見直していく必要があるのではないか。
  - ・自身の試算では、500の市町村に50人ずつ若者を派遣して、農業を体験して戻ってきてもらっても、必要な経費は480億円。農村に若者が行くと地方に力が出るが、これが日本の農業の再生の原点だと考えている。
  - ・新たに農に取り組む者に対して、インセンティブを改めて整備し、生活していくという絵を示す必要がある。
  - ・都市農村の交流の取組について、農山村地域の持続可能な活性化に死しているのか不明瞭。人手不足など深刻化する中で、グリーン・ツーリズムによる所得と雇用の増大は若者の農村への定住や都市部からの参入を促すほどの要因になるのかについて検証が必要。持続的でなく、一過性の取組ならやらない方が良

い。

- ・農村への移住・定着については、農業そのものをどうやって強くするかが最終的には大きな課題。

○ こうした中では、

- ・訪日外国人旅行者の受入れも含めたグリーン・ツーリズムの推進など、観光、教育、福祉等と農業との連携を一層促進すること
- ・都市部人材や若者・女性の視点を取り入れつつ、農村の地域資源を活用した内発的な経済活動を促し、定着させていくこと
- 等により、関係省庁と連携しつつ、新たな需要を創出し、地域の活性化に結び付けていくための方策を検討していく必要があるのではないか。
- ・グリーンツーリズムを通じた地域の食文化を学ぶ機会を拡大するための支援が必要。(再掲・第16条第2項①②)
- ・農業・農村の理解を深めるためには、体験型教育は大切。アンケート結果でも9割以上の人人が農業や農村は大切と回答。現場での体験を推進するため、文科省ともしっかり連携して取り組むべき。(再掲・第16条第2項①、②)
- ・最近は個人ベースの観光が多く、観光名所に行くよりも、異日常を体験したいという傾向にあり、本来農村で受け入れやすいポテンシャルを有しているはづだが、観光メニューの提示に留まりそこまで含めた対応ができない。どうやって農村に引き込むかについて戦略的に検討する必要がある。外国人観光客の受け入れについても同様。
- ・外国人の観光誘致について、農林水産省としての統一的な旗振りの方向性を明確に出すことによって、自治体による個々の取組が深掘りされる一助となる。

○ また、都市農業については、その多様な機能に対する都市住民の評価が高まってきていることを踏まえ、都市住民が農村への関心を持つ契機としての側面にも着目して、今後の施策のあり方を検討する必要があるのではないか。

- ・生産緑地制度の30年計画が平成34年で30年を迎えることになる。自治体が当事者から解除請求をされても、財政難など様々な問題で買収できないことが想定され、これに手を打たなければ、財産がアパートやマンション、無計画な転用につながるのではないか。
- ・震災や人口減少など都市農業を巡る環境は変化し、その役割は様々なものとなっている。都市農業の役割に関する法制度や税制の見直しを急ぐべき。
- ・都市の農業経営についても、一定の展望や経営指標について調整してみる必要があるのではないか。

### 第38条（団体の再編整備）

○団体全般

- ・社会資源としての人・物・金を国内向けから国外向けにいち早くシフトできた分野は成長を維持でき、遅れた分野はグローバル戦線から遅れをとっている。こうしたグローバル経済の波及に対して、農業分野の各組織の再整備の方向性については、既に様々な会議体、委員会等で議論され尽くされており、具体策を急ぎ策定することが重要。
- ・農委、共済、土地改良の組織について、第三者から見て非常に複雑で分かりにくい。組織が複雑になると事務局の仕事も多くなるので、各組織に期待されている機能をシンプルで効率的にするための検討が必要。
- ・組織を見直す際には、女性や若い世代の参加が非常に重要であり、積極的な登用がなされる仕組の検討が必要。
- ・団体の改革について農業者の総意を集めると、人数が多い高齢世代の意見（性急な改革を望まない傾向）が強くなってしまうのではないか。少数でも若者や

女性の意見を吸い上げていかないと、改革に後ろ向きになってしまうのではないかと懸念。

- ・各団体の活動が見えないので、可視化が必要。また、農業、農業者、農業地域にとって本当に必要な事業に絞るべき。
- ・小中学校の学習指導要領から「協同組合」の中身が一切削られてしまったが、協同組合というのは大事なセクターだと思うので、是非入れて欲しいと思っている。
- ・前回までの基本計画では各団体（農協、農委、共済、土地改良）が一括して記述され非常に抽象的だったが、基本計画レベルでは、それぞれの課題や改善すべき方向をきちんと記述するべき。特に、協同組合である農協と、法律に基づき農政のある部分を担うと規定された他の組織とでは性格が異なる。
- ・農業は産業（競争力）と環境（国土保全）の2つの側面があることを念頭に、どのようなが団体どのように関与していくかを整理していく必要がある。
- ・今般の制度改革は、団体の持続可能性を評価し、必要な措置をとるということ。社会的役割の観点からの評価のみならず、政策の補完的な機能をどれだけ果たしうるのかも重要。政策そのものが大きく変わってきており、団体の枠組みも必然的に見直しが必要。

- 農協の信用事業・共済事業については、これまでの法改正により、他業態と遜色のない経営の健全性が確保されてきているものの、経済事業については、農水省の研究会等での見直しを提起してきたが、担い手の期待に必ずしも応えられていない状況。
- 地域の農協が主役となり、それぞれの独自性を発揮して農業の成長産業化に全力投入し、農業者、特に担い手から評価される組織となるため、農協系統組織の事業・組織のあり方について、抜本的に見直しが必要なのではないか。

- ・規制改革会議の議論は、問題提起としてしっかりと受け止めるべきだが、農協、農業委員会のあり方については、体系的かつ歴史の流れを踏まえて検討すべき。古い農業基本法では、農協は政策の中に明瞭に位置づけられていた。現行の基本法には農協の記載がないが、農協は、基本法に書かれている政策に強い影響をもつ可能性がある。一度、現行の法制度上や行政指導上の農協、連合会、中央会の位置づけを整理する必要がある。問題は、農業政策における農協位置づけにブレがあること。2009年に導入された農地利用円滑化団体の半分は農協であったが、今回の中間管理機構では、農協はあくまで業務委託と位置づけられている印象。
- ・農協改革について、協同組合の株式会社化の提案がなされていたが、協同組合という組織形態を選んでいる理由もあるので、正しい認識を持ってもらいたい。
- ・農協については、農協の有する複数の側面を踏まえて議論を深めていくことが必要。一つは協同組合という側面であり、単協や連合会・中央会といういくつかの形がある。内容的には、農業の事業の実施という側面、地域のインフラサービスを提供するという側面もある。別の側面として、制度・政策への影響力を行使するという性格がある。制度等への働きかけ自体は否定されるものではないが、特定の利害のために行使すれば国民の厳しい目にさらされる。
- ・協同組合としての農協は相互扶助組織として出発しており、組合員が自らの利益を追求するために事業を行うという形の経営体。外から指摘されているいろいろな問題については、自ら考えて改革をしていくことを期待している。
- ・農村社会にとって農協は、生産者の経済活動の向上に寄与するとともに、様々な地域課題の解決のために組合員自らが活動している。このような役割を持っていることを踏まえて今回検討を行うべき。
- ・農協の組織形態のあり方については、協同組織という組織の特性を踏まえると、本来、組織の内部から自発的にどういう組織を目指すのか、組織形態をどうすべきなのか、真摯に検討を行ってもらい、自由に選択すべきもので、官や外部からこうあるべきだと言われるものではないのではないか。
- ・撤退が可能な一般企業と異なり、協同組合である農協は特定地域に根付いているという性質がある。日本が直面する高齢化や少子化等に対して、これは十分メリットになれる。
- ・1千万人というグループを分割したりするのではなく、人口減少社会の中で食料・農業・農村社会のためになんとか活用していこうという視点で議論を進めていきたい。

- ・農協に安易に行政の代行機関的な役割を課さないといった議論は、農林水産省や農政に対する問題提起でもある。農業政策と農業協同組合との関係についてもう少し整理する必要がある。
  - ・イコールフルッティングという方向性自体は良いが、同時に、公的な役割を担う組織として民間の農協がふさわしいか、公平公正な判断ができる主体としての要件を備えているかという観点も必要。
  - ・将来の農協の位置付けを検討する場合には、既存の農協法における位置付けのみならず、地域にとって本当に良いことなのかどうかという観点からも検討する必要がある。
- 農業委員会は、農地に関する市町村の独立行政委員会であるが、耕作放棄地が増大するなど、必ずしも十分な機能を果たしていない状況。
- 地域における農地利用の最適化をよりよく果たせるようにする観点から見直しが必要なのではないか。
- ・農業生産法人への出資規制の見直しは結構だが、農協と農業委員会は、ただ壊して終わらないよう、注意すべき。
  - ・農業委員会の耕作放棄地の取組について、地域の他の行政機関や団体と連携し総合的な取組をしている地域が成功しているように見受けられ、こうした総合的な取組を仕組んでいくという観点が今後必要となる。
  - ・農業委員は地域の信頼をモチベーションとして仕事をしてきた。農業委員会の改革については、現場の理解と協力が得られるよう進めていくべき。例えば、公選制に代わって市町村長による選任制の方向性が示された。地域の農業者の代表者としての信頼が得られる者を選任していく仕組みを創設していく必要がある。
- これまで農業共済団体の組織体制については、合併や1県1組合化を推進。
- 農業共済制度は、補償内容の改善に取り組んできたが、
  - ①自然災害による収穫量の減少を対象としており、価格低下は対象となっていない
  - ②対象品目は収穫量の把握ができるものに限定され、加・単位も品目ごとになっているなど、農業経営全体をカバーしていない（カバー率については、6割程度）
  - ③耕地ごとの損害査定を基本としているため事務コストが大きいといった課題があるところ。
- このため、農業経営全体の収入に着目した収入保険制度の導入、農業共済制度・共済団体のあり方について検討する必要があるのではないか。
- 土地改良法に基づき、関係農業者が土地改良事業を行うために設立する公共団体である土地改良区について、用水路等の土地改良施設の管理等の事業実施の効率化を図る観点から再編整備(合併等)を実施してきたところであり、引き続きその促進を図る必要があるのではないか。
- 今後の土地改良区のあり方も含め、土地改良制度について、農地中間管理事業等の新たな施策の展開状況などを見極めつつ、多角的に検証・検討していく必要があるのではないか。

○ 食料自給率目標の設定に当たっては、以下の点に留意する必要。

- ① 品目別に現実に見合った需要量を想定すること
- ② 生産量については、需要面に加え、現実的な生産条件に見合ったものとすること
- ③ 用途別の需要の動向や生産性向上等の観点も踏まえ、農業者その他の関係者が取り組むべき課題を明確にすること
- ④ 生産と消費の両面において、食料自給率の向上に向けた努力が適切に盛り込まれること
- ⑤ 以上を踏まえ、品目別に生産数量目標を設定した上で、全体のカロリーベース及び生産額ベースの食料自給率目標を設定すること

- ・食料自給率について、現行の50%の妥当性は無いに等しく、実行可能性を見据えたものであるべき。また、自給が困難な食料の確保に必要なポイントを整理し、そのために必要な作業に関する目標、ロードマップの作成が必要。
- ・カロリーベースの自給率は重要な指標だが、この数値をもって農業の到達点を評価するには十分でない。生産額、重量、品目別、飼料などの多様な指標を加えた多角的な評価が必要。
- ・現行基本計画における目標の達成状況が厳しい品目について、今後どうするのかを具体的に示すべき。
- ・自給率に関しては、まずは今下がっている傾向を食い止めるにはどうするか検討する必要がある。下落傾向は予想されていたが、政策が上手く対応できなかつた。食生活については、個人の嗜好の問題もあり、強制はできないことから、農水省単独の政策では下落に歯止めがかからないのではないか。例えば、現在の週3回の米飯給食を毎日にするなど。(再掲・第16条第2項)
- ・自給率低下の要因を国内の生産体制を原因としているが、生産者に責任を転嫁するような書き方はいかがなものか。農業経営の視点や食生活の変化、輸入等の国際関係の要因もあり、幅広い観点からの検証が必要。
- ・「農地面積が減少する中、各品目の作付面積が増加していないこと」が、目標と乖離している要因とされているが、なぜ各品目の作付面積が減少したのかは各品目の需要や価格、施策など様々な要因がある。そうなった原因の分析を多面的に行い、今後の施策に反映させなければならない。
- ・現行の基本計画は50%の目標ありきとなっており、その数字に合うように、各品目の数字ができている。元々、食料自給率の目標は、農業生産や食料消費の指針として、関係者の色々な取組を惹起する役割がある。自給率の分母(食料消費)のトレンドや分子(農業生産)をどこまで伸ばすことが可能なのかをきちんと分析し、そのために必要な施策、そこに投入される資源についてその妥当性をチェックする必要がある。現行の計画は、持てる資源を全て投入するとの前提に立っており、目標として妥当かどうかは大きな疑問。品目毎に数字を積み上げて、本来の形に戻ることを考えてみてはどうか。
- ・畜産物の評価結果がA評価となっているが、中小家畜の場合は餌の関係があるので、生産が増えればカロリー自給率は下がる方に貢献する形になる。その辺りを考慮して、この目標を立てたのではないか。そうであるならば、5割がありきでそれに合わせるという考え方は、法定されている自給率の考え方と違つてくるように思える。
- ・食料自給率について、生産数量目標の進捗状況で目標を下回っている原因是、カロリーベースで50%ありき、農地維持ありきの話で目標を設定していることにあるのかもしれないが、これだけCが並んでいることは重く受け止めるべき。中には、そもそもその需要と目標が合っていないものもあると考えられるので、今後は現状の国民の食に対する生活パターンを精査し、これを踏まえて食料自給率を考えることも必要。
- ・自給率目標については、50%という目標をつくるために、生産数量目標に関してかなり無理をしている。50%ありきで設定したのではないか。そうだとすれば、食料自給率目標への信頼が失われる。
- ・平成17年、平成12年の自給率目標についてもキリの良い数字となっており、数字を多少調整しているのではないか。これから定める目標については、積み上げで設定すべきであり、その結果は45%や50%といったキリの良い数字である必要はないのではないか。
- ・カロリーベースの自給率については、自己目的化しているという印象を持っている。カロリーベースの自給率が低いということを示すことによって、政策の達成度を評価していくということにこだわり過ぎているのではないか。

- ・カロリーベースの自給率を中心に情報発信をしているようだが、1つの指標だけでなく、金額ベースなど、もっとバランスよく見ても良いのではないか。
- ・自給率が低いとなぜだめなのかを考えると、金額ベースでは日本の農業を強くしないといけないからだと思うが、カロリーベースでは、海外からの農産物の輸入を阻止したいという意図の裏返しとしてやっているよう、それで本当に国際的議論の中で戦えるのか不安。むしろ、大量に輸入することにより窒素過多など物質の循環系をおかしくしたり、長い距離を運ぶことにより大量の二酸化炭素を発生させたりしており、このような観点から、国内の自給率を高める必要性を説明してはどうか。
- ・品目別の課題については、例えば米粉の需要喚起ができず計画倒れで終わっているため、今回の計画の改定では、具体的な改善がはかれるような内容も含めることが必要。
- ・用途別需要の丁寧な分析や課題の明確化、生産・消費両面の取り組みを検証することが重要である。
- ・生産数量目標は、農業の多面的機能や持続的な食料生産の観点からも考える必要がある。
- ・高齢化、世帯規模の縮小の中で、1世帯あたりの消費量は減っていく一方。食はますます外部化、簡便化する方向にあるので、消費者個人に対し自給率向上につながるもの求められるのか、そもそも自給率向上につながるものがあるのか検証すべき。
- ・自給率は、現実に見合った目標設定が重要。自給率目標等を設定する上での課題に、「農業者その他の関係者」や「生産と消費の両面における努力」とあるが、消費者に期待するのであれば、これまで消費者に対して行った具体的な努力と成果も示すべき。努力や課題を掲げるのはいいが、実現可能性がないとスローガンに終わってしまうので、具体的な中身を検証すべき。
- ・自給率目標は供給サイドの発想でつくられているが、もっと需要の動向を読む必要がある。レビューの中で、乖離という言葉がよくでてくるが、これは需要サイドのチェックが不十分であることが1番大きい原因ではないか。マーケットの動向分析もされているが、不十分。重要な品目ほど、影響の大きい変数を複数用いて分析すべき。自給率目標は、需要と供給の両面をみながらつくりあげる必要。

#### ○ 食料消費の動向については、人口の高齢化の影響等を織り込むこと

- ・今後、わが国の人口が減少するなかで需要が拡大する品目の増産や転換など、総合的に農業生産を拡大する観点も必要であり、生産額ベースの自給率の更なる向上などについても検討すべき。
- ・わが国の食生活実態が良い方向に向かっているのかという視点での検証も行うべきであり、食料自給率に、るべき食生活（日本型食生活）への方向とあわせた施策を展開する必要がある。（再掲・第16条第2項②）
- ・食の外部化、簡素化が進む面において、食品を提供する分野での自給率向上に向けた努力も必要。国産生産物をつかった加工食品の展開や、それにふさわしい生産をする農家の努力も必要。
- ・高度経済成長期に普通に見られた「夫婦と子」の世帯が、今後マイノリティになり、「単身世帯」の割合が高くなることが見込まれている。家族類型や世帯人員数は食料の消費形態に大きな影響を与えるため、今後、どのような食料消費形態を想定し、それにどう対応していくのかについて検討する必要があるのではないか。

#### ○ 緊急時の対応については、カロリーベースの食料自給率ではなく、食料自給力を重視し、その指標化も含め、検討すること。

- ・自給力が重要であり、自給力を評価するための目標の指標化、定期的な評価の仕組みの構築が必要。
- ・「自給率」という言葉が先行しているが、まず「自給力」の概念を分かりやすく説明する必要。「自給率」はあくまで結果であり将来の目標。本来は、「自給力」を高めることが必要。

- ・自給力の向上は、新農政の大きな柱。国民、農業者の共通の目標として、分かりやすい形で、自給力を打ち出していく必要がある。農地はどれくらい必要なのか、担い手はどれくらいの確保が必要なのか等、分かりやすい目標設定が必要。
- ・食料自給力については、農業生産の3要素である「農地面積」、「農業従事者数」、「農業技術」の観点で、分かりやすく、数値化を含め定義する必要。非常時の食料安全保障に前提を置きつつも、農業生産の3要素など、個別の数値・目標等についても議論を行う必要がある。
- ・カロリーベースの食料自給率目標が一人歩きしている。生産額ベース、食料自給力の試算も広めるべき。食料自給力の試算に、現在の食料自給力に加え、潜在的な自給力という考え方を取り入れてはどうか。例えば耕作放棄地をすべて農地にした場合などのパターンを示しつつ、詳細な分析を示すべき。
- ・カロリー、物質・エネルギー、金額を柱にして、その全体像が自給力につながると考える方向性がよいのではないか。
- ・食料自給率はあくまでも結果としての指標であり、食料自給率目標の達成を確実にするために何かを強要したり、罰則をかけたりするようなことはなじまない。将来の食料供給に関する国民の不安を解消するためには、食料供給力、食料自給力など、全体の枠組みの中で食料自給率を捉えていくべき。

#### ○ その他

- ・「農地面積が減少する中、各品目の作付面積が増加していないこと」が、目標と乖離している要因とされているが、なぜ各品目の作付面積が減少したのかは各品目の需要や価格、施策など様々な要因がある。そうなった原因の分析を多面的に行い、今後の施策に反映させなければならない。(再掲・食料自給率①)
- ・食料自給率は、数字を示されても実態がわかりにくい。社会の変化、国民の嗜好の変化とともに、自由貿易協定という流れの中、国際分業の観点で日本は何をやるのか、この機会に整理すべき。
- ・食料自給率は、農業者にとって自分がどれだけ貢献しているのか見えにくい指標。農家が頑張ったところがみえるような指標もつくっていくべきではないか。
- ・和食の推進は自給率向上につながる。

#### 構造展望・経営展望

- ・官邸で定められたプランに基づいて、どのように基本計画を改定していくのか。構造展望、経営展望もしっかり精査すべき。21年の農地法改正による企業の農業参入の状況も踏まえた展望を描くべき。
- ・「効率的かつ安定的な経営を育成し、これらが農業経営の大層を担う構造」に異論はないが、これを目指していく状況は全国どこにでもあるわけではない。効率的かつ安定的な経営は理想ではあるが、そこまで行かないのが現実。地域の条件を鑑みて、地域を維持していく視点を構造展望、経営展望にどう織り込んでいくか、問題意識をしっかり持つべき。(再掲・第21～23条①～③)
- ・経営展望については、内容についての周知を図りつつ、活用実績を把握するための工夫をするべき。(再掲・第21～23条④)
- ・経営展望・構造展望については、意欲ある担い手経営体、それを支える多様な担い手というものに対してやる気を起こさせるような目標設定・政策確立が必要。(再掲・第21～23条④)
- ・農業・農村の所得倍増に向けて、個々の経営展望の具体化や施策の充実が求められる中で、構造展望・経営展望については、平成12・17年の基本計画のように、明確に計画に位置付ける必要がある。

- ・経営展望では、所得倍増に向けた道筋を具体化するため、具体的な取組を明確に示す必要がある。その際、地域ごとに品目・規模・農業振興戦略が多様化していることをふまえ、地域ごとに多様な経営体についてモデルを作成し、それを積み上げて経営展望を示す必要がある。また、その経営展望をもとに構造展望や、それに関連する目標を設定する必要がある。

#### 所得倍増

- ・所得倍増10ヶ年計画についてもしっかりと具体化して、丁寧に議論していく必要。
- ・農業・農村の所得倍増などの目標について、その意味、性格を明確にしておくべき。また、トレンド以上のことを目標にする場合は、なぜ可能なのか、何が必要なのかを明示する必要。それがないと検証できない。(再掲・第34、35条6次化、総論)
- ・所得倍増、6次産業化といった方針を出しているが、こういったものは農業者は不得手であり、どのように支援していくのか。(再掲・第25条その他、第34・35条6次化)
- ・農業・農村の所得倍増に向けて、個々の経営展望の具体化や施策の充実が求められる中で、構造展望・経営展望については、平成12・17年の基本計画のように、明確に計画に位置付ける必要がある。(再掲・構造展望・経営展望)
- ・1次産業に利益を引き戻すという6次化の目的を実現できる仕組みをしっかりと具体化していく必要。ここをしっかりとしないと、結局2次・3次産業に吸い取られてしまう。(再掲・第34・35条6次化)